

# 岐 阜 県 公 報

号 外 (五) 平 成 二 十 八 年 四 月 二 十 八 日

## 目 次

### 監査委員告示

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(監 査 委 員)	一
行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	三七
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	三九
包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所等	(同)	四四

## 監査委員告示

### 岐阜県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十八年四月二十八日

岐阜県監査委員	野 島 征 夫
岐阜県監査委員	脇 坂 洋 二
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) 発 行

(金 曜 日) (休 日 に 当 た る 時 刻 は 翌 日)

平 成 二 十 八 年 四 月 二 十 八 日

1 平成26年度及び平成27年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成26年度

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの ※	未措置
A	87	B	C	A-B-C
指摘事項	87	87	—	0
指導事項	85	85	—	0
検討事項	13	12	1	0
計	185	184	1	0

2 平成27年度

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの ※	未措置
A	B	C	A-B-C	
指摘事項	99	7	92	0
指導事項	118	18	100	0
検討事項	10	0	8	2
計	227	25	200	2

※ 平成27年10月1日から平成28年3月31日まで(知事等関係機関から通知があったもの)

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に對して是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成26年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
子ども家庭課	児童保護措置費徴収金の徴収について確認したところ、以下の検討を要する事項が認められた。 子ども相談センター所長が徴収する児童保護措置費徴収金の収納未済金について、1年以上滞納となった滞納カードを子ども家庭課に引き継ぎ、同課の児童保護措置費負担金債権管理専門職が滞り付御奨等徴収業務の一部を行っている。	子ども相談センター所長が有している児童保護措置費徴収金の徴収事務のうち、1年以上滞納となった案件について、子ども家庭課の1名の職員を各子ども相談センターの業務とし(平成27年10月1日)、子ども相談センター職員として一貫的に徴収業務を行うことができるようにした。

徴収の権限が岐阜県児童福祉法施行細則及び岐阜県事務委任規則により子ども相談センター所長が有しており、子ども家庭課が滞り付御奨等徴収業務の一部を行う(法的)根拠が明らかでない。	このため、子ども家庭課では滞り付御奨に伴う分納の決定、債権回収の管理、滞り付御奨の事務を行うことができないなどの課題があるため、子ども相談センター及び子ども家庭課で、滞り付御奨、収納管理、分納相談、滞り付御奨を一体的に行う制度と、それに伴う(法的)根拠の整備、人的配置を検討される。
---	---

2 平成27年度  
(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
飛騨県税事務所	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として107,730円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	当該職員に対しては、平成26年度において所属長より交通法規の遵守、再発防止の徹底について指導し、一層の注意喚起を促したところである。 所属としては、今後の再発防止を徹底するため、毎月開催している所内会議や職場研修への参加を通じ、各職員の交通安全意識の向上を図っている。 今後とも、冬期間の安全運転の徹底や長距離運転に際しては時間ゆとりを持つ出張を行うよう周知徹底を図るなど、より一層職員の意識啓発を図り、引き続き再発防止に取り組んでいく。

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜県地域課	公務中の1件の交通事故について、修繕料61,128円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	事故を起こした職員に対し、改めて安全運転に心掛けるよう指導するとともに、所属としても職場研修において、より一層交通事故防止に努めるよう全職員へ周知徹底を図った。

機関名	監査結果	講じた措置
地域医療推進課	女性医師等就労環境改善事業費補助金の一部が返還に係る収入事務において、平成24	平成25年度以降の補助金については、補助事業者の確定申告が終了した時期(概ね

<p>高崎福祉課</p>	<p>日明製本費に係る支出事務において、債権者に対する1件39,528円の支払が130日遅延するとともに、遅延利息400円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>5月)に合わせ、消費税等の額に関する報告書の提出を依頼するとともに、提出後速やかに、返還の調定を行っている。 また、今年度から補助金の額の確定通知書を送付する際、同報告書を速やかに提出するよう通知する。 なお、課内担当者に出国への返還の有無にかかわらず、報告を受けたら速やかに調定することを徹底し、併せて各係内で全ての補助金について、進捗状況を共有するようにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会計事務処理と精通していない職員に対して会計事務処理研修を受けさせるとともに、事務処理遅延のないよう課員に周知を図った。</li> <li>研修事業等の執行において各係内の進捗管理を徹底するために、講師報酬費、費用弁償、会議室使用料などについて、事業全体の支払状況を把握するためのチェックリストを作成し、決裁文書に添付するとともに各係長の責任において確実に進捗管理を行うこととした。</li> </ul> <p>・執行遅延や漏れを見逃さないようにするために、財務会計システムから出力した進捗状況等一覧表を年数回各係に配布し、進捗確認を行うなどの課としての体制を整えた。</p>
<p>岐阜保健所</p>	<p>物品の管理事務において、携帯型食品衛生検査機器1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>当該物品は、5年前に新機種に更新されており、それ以降、使用しなくなっていた物品であるため、紛失に気が付くのが遅れたものである。物品紛失の再発防止を徹底するため、職員一人一人が保有財産の設置場所を認識し、適正に使用しているという意識づけを行うとともに、今後ご購入等により新機種へ更新したことにより旧機種の使用見込みがなくなれば、更新時に廃棄するなど、不用な物品を保管することがないよう、適正な物品管理について職員に周知徹底した。</p>
<p>西濃保健所</p>	<p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として16,746円の費用負担が発生し、また、修繕料249,145円(うち相手方負担167,132円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>運ばしていた職員に対して、安全運転や安全確認について指導を行い、再発防止を図った。 併せて、所内職員を対象とした会議を開催して交通事故発生の実例、原因について説明するとともに、危険を想定した運転をすること、出発前の準備をしっかりと行って余裕を持った行程とすることなどを指導した。</p>
<p>関保健所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料89,700円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故を起こした職員に対し、改めて安全運転に努めるよう指導するとともに、職場研修を開催し、交通法規の遵守・安全運転の励行について周知徹底を図った。 その後も定例所内会議や職員面談の機会をとらえ、交通事故や交通違反防止に努めるよう周知を重ねている。</p>
<p>東濃保健所</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>毀損事故発生の翌日(平成26年9月28日)にメールにより所属内全職員に対し、ノート型パソコンの毀損事故発生状況を周知するとともに注意喚起を行った。 また、監査結果通知の送付された翌日(平成28年1月6日)にもメールにより所属内全職員に対し、毀損事故発生防止について注意喚起を行うとともに、1月14日・15日・18日の朝礼(各課ごと)に実施)時に総務課長から監査結果を説明するとともに注意喚起を行った。</p>
<p>保健課薬師事務所</p>	<p>検査等で出た廃液を誤って分別し、他の廃液と混合したことにより発生した廃棄物容器破裂事故について、修繕料として、728円が支払われているとともに、蛍光灯器具が廃棄(詳細額17,172円)されていたため、廃棄物の保管について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>1 廃液の混合を防止するため、保管場所分別、処理手順等を見直し、廃棄物処理計画を改正するとともに、職員に対して研修を実施し、改正内容の周知とその遵守を徹底した。 ・廃液の種類による保管場所の区分 ・容器の色分け表示 ・複数人による廃液の処理(運搬等) ・保管場所の定期的な点検の実施 2 化学物質等の取扱について詳しい職員を講師とする所内研修を6回実施し、職員の乗前取扱いに対する意識の向上を図った。</p>

わかめ学園	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として86,684円の費用負担が発生していたので、職員が交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	当該職員に対し、所属長より交通安全に対する意識の徹底と再発防止に努めるよう指導を行った。 また、全職員に対して、職員会議時に、当該交通事故発生の経緯と事務処理内容について説明し、交通事故が及ぼす影響の重大性を認識させ、注意喚起するとともに交通事故防止の重要性を周知徹底した。毎月の職員会議の機会をとらえ、一層の交通安全に努めるよう周知徹底している。
-------	--	---

商工労働部		講じた措置	
機関名	監査結果	講じた措置	
地域産業課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の取替事故について、修繕料73,440円が支払われていたことで、職員の取替事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	監査終了後速やかに所属職員に対してノート型パソコンをはじめとした電子機器等の取扱を慎重に行うよう周知した。今後も、貴重物品の適正な使用・管理等を徹底する。 当該職員に対し、より慎重な運転を心掛けるよう指導した。 また、全ての教員、事務局職員、専門職員及び学生に対しても、交通ルールの遵守、安全運転の励行など交通事故防止策について、定期的に注意喚起を行うこととした。	
情報科学芸術大学院大学	公務中の1件の交通事故について、修繕料4,904円が支払われていたことで、職員の取替事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	当該職員に対し、備品の取扱については一層の注意を払うよう指導した。 また、全ての教員、事務局職員、専門職員及び学生に対しても、パソコン等毀損しやすい物品について、その防止策（緩衝材の使用、丁寧な取扱い）の再確認と周知徹底を図った。	

農政部		講じた措置	
機関名	監査結果	講じた措置	
農村振興課	生きものにきょう水田再生事業は、生物多様性・水環境の保全を目的として、水田と排水路との落差をつなぐ水田魚道を設置することで水路と水田と連続性を持たせ、生態系のネットワークを復活するモデル的な取組みを推進するため、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した基金事業（以下「基金事業」という。）により実施している。県では基金事業に対する県民の意見の反	1 今回のアンケート調査未実施地区については、平成27年7月17日にアンケートを回収した。 今後はアンケート調査を確実に行うため、水田魚道設置研修時にアンケート調査票を配布するとともに、設置年度の10月又は翌年度の4月に回収の依頼を当該より改めて行う。 また、市町村及び農林事務所の担当者	

中農農林事務所	公務中の1件の交通事故について、修繕料28,318円が支払われていたことで、職員が交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	<p>映や事業過程の透明性を確保するため、第三者機関である清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会（以下「評価審議会」という。）を設置し、基金事業への意見や提案、事業実施後の評価を実施している。</p> <p>この事業実施に係る効果検証について確認したところ、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後適正に処理されたい。</p> <p>1 効果検証の方法として、県は水田魚道設置地区へのアンケート調査を行うこととしていたが、アンケート調査を実施していない地区があった。</p> <p>2 平成26年度事業の評価評価のために県が作成し評価審議会に提出された自己評価の内容（水田魚道設置地区へのアンケート調査結果）が誤っており、正しい調査結果が評価審議会の委員に伝わっていないかった。</p>	<p>による活動組織への指導時にアンケート回収の徹底を図るなどの連携を強化する。</p> <p>2 平成28年度事業の評価評価を訂正したうえで、審議会会長へ説明し了解を得た。その後、審議会の事業の評価を取りまとめる作業依頼を平成27年8月28日に各委員へ依頼する際に、事業評価訂正版も配布した。</p> <p>今回の評価内容の誤りは、研修会実施時のアンケートに基づき一般参加者の意見をまとめて記述していたことであり、今後は上記を徹底し、設置後のアンケート結果に基づき事業評価を記述する。</p> <p>また、担当が代わる際には、引継書に明記し、アンケートの回収を確実に行うこととする。</p>
西濃農林事務所	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,485円の費用負担が発生し、また、修繕料41,428円（うち相手方負担分2,916円）が支払われていたことで、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	<p>当該職員に対しては、事故の原因を聴取し、交通安全に対する意識の徹底と、交通事故の再発防止に努めるよう指導を行った。所属としては、定例の所内課長会議において周知徹底を図った。また、定期的な交通安全に関する情報の提供、職場研修や日頃からの声かけなど、あらゆる機会をとらえて、事故を起こさないよう注意喚起を行い、交通事故防止に努めている。</p>	<p>事故直後に、所属長から事故者に対し、運転中に一層の注意を払う、より慎重な安全運転の励行について口頭注意を行った。</p> <p>また、全職員に対し安全運転の注意喚起を行ったほか、定期的に交通安全推進員から全職員に交通安全・交通事故防止に関する周知・徹底を行い、交通事故の再発防止を図った。</p> <p>今後も継続的に注意を喚起し、職員が交通事故防止を徹底する。</p>

<p>郡上農林事務所</p> <p>物品の処分事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 サル防正警戒システム受信機及び附属機械計 3 台について、実際には廃棄処分されず、設置場所である道路脇等にそのまま放置されていた(平成27年5月22日現在)にもかかわらず、廃棄したとして平成27年1月に物品一覧表から削除していた。</p> <p>2 上記物品については、平成26年8月28日付けで決定した定期監査の結果に基づき講じた措置の通知(平成27年3月31日付け財産第160号)により知事から監査委員に通知)により、監査委員へは「廃棄した」として報告していた。</p>	<p>サル接近警戒システム受信機及び附属機械計3台については、平成27年10月9日まで機械の撤去を行い、平成27年12月3日に廃棄処分を完了した。</p> <p>今後は、事務処理の各段階において、処理の方法や手順の正確性を物品管理担当者以外の職員によっても確認することとし、物品一覧表の内容と現実の状況に差異を生じることのないよう常にチェックを行うこととする。</p>	<p>土地売買に関する契約書に印紙税として貼付する収入印紙に要する費用は、契約書の規定により、果が負担することとなっている。契約書に貼付された収入印紙の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、還付を受けるための手続を確認し、それと係る費用等も考慮したうえ、必要措置を講じるとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 租税特別措置法の一部改正により、平成26年4月以降に作成される不動産譲渡契約書については、印紙税の税率が軽減措置されている。しかし、それを失念し、旧税率の税率を適用した収入印紙を契約書に貼付していたことにより、13件、600円が過大となっていた。</p> <p>2 土地売買に関する契約のうち、物件移転料及び通常受ける損失補償金については課税されないこととなっている。しかし、それを失念し、物件移転料等と土地代金を合算した額を課税対象とし、印紙税法の本則税率を適用した収入印紙を契約書に貼付していたことにより、3件、1,800円が過大となっていた。</p>	<p>還付を受けるための手続を確認するため所轄税務署へ直接赴き相談したところ、「過剰納付した契約書を見と果でなく相手契約者(地権者)側の納税と判断されるものであり、還付申請者は相手契約者(地権者)となる。また、還付金についても当然還付申請者の口座へ振り込みとなり委任受領はできない」との見解であった。</p> <p>確認結果を踏まえ、相手契約者(地権者)のご協力をいただく必要があるため、還付申請書の記載など果で対応可能な作業を検討し進めたが、特に相手契約者(地権者)から果への還付手続で銀行処理など本人の対応が不可欠な部分で負担も大きいことから、県民の方への対応を求めることは極めて困難である。</p> <p>なお、租税特別措置法の改正導致収入印紙制度の現状等について関係職員間で丹念に再確認するとともに、常に根拠を精査のうえ細心の注意を払って取り組むこととした。よって、県民負担や諸作業等を経費換算した場合の還付手続にかかわる費用等も考慮のうえ講じた措置以上である。</p> <p>今後は、法改正の情報収集に努め改正内容の周知徹底を図るとともに、決裁時はこちらの収入印紙留付時にも会計員が契約書</p>
<p>もチェックして担当者以外の複数人の目で実施するよう体制を強化して事務処理を実施していくこととする。</p>	<p>当該職員に対し、所属長から口頭注意を行い公用車の管理等には細心の注意を払うよう指導を行った。</p> <p>また、毎月開催する所内会議及び毎月開催する課長会議で適宜交通法規の遵守や安全運転の励行・交通事故防止について周知をしているが、発生直後の会議において所属職員へ事故発生を周知し、公用車の管理等交通事故防止のより一層の徹底を図った。</p>	<p>平成25年度及び26年度に実施した県民協働による未利用材の搬出促進事業について、その効果を検証するため、補助事業者及び間接補助事業者に対し、アンケート調査の実施及びその結果の報告を文書により求めたが、結果が報告されておらず、果も督促を行っていなかった(平成27年9月29日現在)ので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>予備監査(平成27年9月29日)後、補助金交付先である補助事業者及び間接補助事業者へ改めてアンケートの提出を速やかに依頼し、平成27年10月14日までに提出を受け、同日主務課(県産材流通課)へ報告した。</p> <p>内容は「未利用材を搬出しようとする機会が高まった」「今後も支援が必要」といった意見が多くあった。</p> <p>今後は、アンケート調査・回収を確実にを行い、適切に事業を検証することとする。</p>
<p>下呂農林事務所</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料60,480円が支払われていたのので、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>公務中の2件の交通事故について、修繕料463,776円が支払われていたのので、職員が交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対し、パソコンを持ち運ぶ際には細心の注意を払うように指導を行った。</p> <p>また、所内全職員に対しても同様に注意喚起をし、パソコンを持ち運ぶ際は、購入したパソコン運搬用のバッグに入れるよう周知徹底した。</p>	<p>交通事故を起こした職員本人に対しては、所属長から厳重に注意するとともに、交通事故原因を踏まえて再発防止に努めるよう指導を行った。</p> <p>また、所内全職員に対し、毎月開催の定例所内会議の場において、その月に合った交通安全テーマを2つほど議題にするなど、公用車の安全運転及び交通事故防止の周知徹底を行った。</p> <p>そのほか、全職員を対象としたトレーニングセッション(安全運転や</p>
<p>飛騨農林事務所</p>			



<p>農業技術センター</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料48,880円が支払われていた。職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>法令の知識に関するテスト) や交通安全運転研修(運転適性検査)を実施したほか、外部で開催された交通安全研修へ積極的に参加するなど、全職員の安全運航の意識向上を図り、交通事故防止を図っている。</p> <p>今後も、公用車の鍵を借りる職員に対し「気をつけて」等声をかけるほか、引き続き所内会議、課長会議等のあらゆる機会をとらえて、交通事故・毀損事故防止について徹底を図る。</p>
<p>中山間農業研究所</p>	<p>受託研究事業の支出事務において、受託契約の締結前に物品の調達契約を行っていた事業費1,560円について受託事業として認められなかったため、同額を県費で負担していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該職員に対して、安全運航の徹底及び交通事故防止について指導を行った。</p> <p>全職員に対しては、自動車運転する場合、早めに出発し、心と時間に余裕をもって安全運航を心掛けるよう注意喚起した。また、岐阜北警察署署員を講師とした安全運転講習を職場研修として実施し、一層の交通事故防止に努めるよう指導を行った。</p> <p>当該職員に対して、草刈機により作業を行うときは、周囲に駐車車両がいないことを確認してから作業を行うよう指導を行った。全職員に対しては、周囲20m以内に破損する物がある場合は、草刈禁止とする旨、周知徹底した。</p> <p>また、草刈時の注意事項として、柿畑の草刈は、周囲にネットを張ること、道路際の草刈は、二人一組で飛散防止の板を使用すること、草刈の際には保護具を使用することなど事故防止のための安全対策を周知徹底した。</p>
<p>生産物の管理事務において、次の不適正な事項が認められた。 1 生産物委託車庫の記載について、収獲後直ちに記載せず使用時に一括して記載</p>	<p>支所及び本所職員会議において、受託契約を締結し確定した契約書の契約年月日を確認するまで、受託研究事業の支出事務を行わないよう事務担当者に徹底するとともに、経費支出の事前決裁時に、起業者及び承認者がそれぞれ起業日と契約年月日を確認して決裁を行うようにした。</p>	<p>本所及び支所職員会議の中で、職員に対し生産物記載について下記のとおり指導を行い、記録後のチェックについても複数で行うこととするよう徹底した。</p>

<p>国際調査アカザミー</p>	<p>消耗品購入に係る支出事務において、前年度に指摘したにもかかわらず、意思決定がなされないまま、同一業者に継続して発注事務が行われ、請求書受理後に事前決裁書の起業が行われていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>1 受払車庫の記載頻度については生産物発生の都度行うこと。また、数量については正確に計数し記録すること。 2 生産物処分調査書については、農業技術センター等における生産物の会計事務取扱要領 3 (2) に認められている場合を除き、処分の都度行うこと。計数した数量について記録すること。 3 生産物の廃棄・使用時には、「廃棄・使用確認簿」に廃棄・使用の理由を正確に記入することを職員に対し職員会議で徹底した。また、本件については廃棄・使用確認簿の様式上の不備が認められるため、27年度は廃棄・使用が同日に発生した場合は、区別ができるよう二段書きとし、平成28年4月1日よりそれぞれの数量が確認できるように廃棄・使用確認簿を改正することを平成28年1月8日の企画会議において決定した。 4 廃棄については、特段の事由がある場合に限り認められる処分方法であることを指導した。また、平成28年1月8日の企画会議において、廃棄が認められる場合について、当研究所の規程である「農業技術センター等における生産物の会計事務取扱要領」に明記し平成28年4月1日付けで改正することを決定した。</p>
<p>東濃家畜保健衛生所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として177,757円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故を起こした職員に対して所属長より注意喚起を促すと共に今後は、車両運航における安全確認の徹底と、同乗者がいる場合には、同乗者による安全確認を必ず行うよう職員会議にて所内職員へ周知した。</p>
<p>飛騨家畜保健衛生所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として197,705円の費用負担が発生し、また、修繕料60,000円が支払われてい</p>	<p>事故直後に、所属長から当該職員に対し、運航に二層の注意を払い、より慎重な安全運航の所務について口頭注意を行うとともに</p>

	<p>たので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>に、職場研修を開催し、交通法規の遵守・安全運転の励行について周知徹底を図った。その後も、定例会議において、季節ごとの交通安全運動のチラシを利用し、安全運転について注意喚起し、交通事故防止の徹底を図っており、今後も機会あるごとに徹底していく。</p>
--	--------------------------------------	---

機関名	監査結果	講じた措置
<p>森林文化センター</p>	<p>平成24年度、25年度及び26年度の消耗品等の支出事務において、次の不適正な事項が認められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成26年度及び25年度の消耗品購入等の支出事務において、本邦は集費で支出すべきところ、支払処理が滞延していたため、果が支払ったと見せかけて担当職員が自らの所持金で支払っていた事案が45件計220,478円あった。果は、これらの支出を果からの支出があったものとして追認し、請求日と支払日を精査したところ、支払先に対する遅延利息4,700円が発生していた。</li> <li>平成26年度の消耗品購入の支出事務において、業者から提出された納品書及び請求書を精査することなく支出した結果、1件25,884円が支払不足となっていた。</li> <li>平成25年度及び26年度の搬賃費等の支出事務において、6件計87,574円の事前決裁が行われておらず、いずれも26年度末に未払となっていた。</li> <li>平成26年度の消耗品購入の支出事務において、2件計45,230円に係る納品書等を紛失し、業者から新たに請求書の提出を受けて支払を行っている。</li> </ol>	<p>再発防止を徹底するため、次のように事務処理体制を改めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>全ての請求書は、出納員が一旦受理し、受付印を押印した後担当業者へ渡す処理とした。</li> <li>全ての支出決裁は、事前決裁も合わせて回覧することとし、発注に対する支出内容を確認することとした。(支払い不足防止)</li> </ol> <p>また、検査員は確實に事前決裁での仕様と、納品、あるいは事業実施内容を確認することを周知徹底した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>出納員が報償費等経費、定例支払経費、随時支払経費の案件ごとに支払状況チェックリストを作成(事前決裁日、請求日等を入力管理)した。これにより、会計処理の進捗状況の管理を行い、支払い漏れ、支払遅延等を防止する。</li> <li>また、事業(経費を要するもの)担当が事前決裁を行うこととし、支払事務の引き継ぎ漏れ等による不払い、支払い遅延を防止する。</li> <li>物品購入時に使用する法人カードは金庫に保管し、「カード貸付記録簿」により、出納員の承認を得て貸出する管理とした。</li> <li>事前決裁起案前に消耗品購入等の発注を行うことがないように、全職員に対し会計事務の流れ等に関する研修を実施し、発注は全て事務局の事前決裁後、事務局から発注すること等を周知徹底した。</li> </ol>

<p>持ち出せし難いでも消耗品等が購入できるよりになっていた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成26年度の消耗品購入等の支出事務において、請求書受理後に事前決裁書の起案が行われていたものがあった。これは平成26年8月に中濃救護局中濃事務所出納員の会計指導で改善するよう求められていたにもかかわらず、平成27年度になっても同様の事態が繰り返している状況であった。また、請求書の受取者が所属内で統一されておらず、所属への到達後速やかに支払の事務処理が行われていない可能性が認められた。</li> </ol>	<p>これらの不適正な会計処理及び不適切な事務の執行体制は、担当職員だけでなく、所属全体の会計事務に対する認識の欠如に原因があると考える。</p> <p>今後社内内部けん制体制の強化を図るなど所属の組織管理を徹底するとともに、職員には岐阜県会計規則等関係法令を遵守させるよう指導し、再発防止策の確実な実施に合わせ、適正な会計処理に努められた。</p>	<p>所属全体が、会計事務に対する認識が失われないう、今後も定例会議で会計処理に対するアカデミー内での、具体的なヒヤリハット事例を紹介する等により岐阜県会計規則を遵守する意識を持たせる。</p>
--	---	---

機関名	監査結果	講じた措置
<p>大垣土木事務所</p>	<p>道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として43,626円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められた。</p>	<p>金属蓋の剥ね上げが原因となった事故に対し、周辺区間の側溝を一齐にパトロールし、事故発生箇所以外の破損箇所を含めて修繕した。</p> <p>街路樹撤去後に残っていた植栽が原因となった事故に対し、周辺区間の植栽を一齐にパトロールし、特がゆがんだものは修正し、樹木撤去済の箇所は植栽を行った。以上の方策については、事故が発生した</p>

<p>揖斐土木事務所</p>	<p>道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として84,877円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>平成26年度中に完了した。 その後も、同種の危険箇所を発見した都度速やかに対策を講じ、再発防止に努めている。</p> <p>事故発生(127.3.27)後、直ちに応急対策として既設の防護ネットにブルーシートを設置するとともに、道路パトロール時には、落石が起きやすい区間として、注視の強化を徹底した。 4月には、より網目の細かい(網目1.5cm角)ネットを設置した。 今後は、当該事故発生箇所のみならず、道路パトロールの強化等一層の徹底を図り、事故防止に努める。</p>
<p>美濃土木事務所</p>	<p>道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として122,977円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>事故発生後、直ちに以下の再発防止策を講じた。 ① 落石による事故に対しては、防護ネットを設置 ② グレーチング脚部の剥ね上げ事故に対しては、ボルト固定のグレーチングを設置 上記に加え、関係機関、道路修繕を委託している業者に対して、異常があった場合は速やかに情報を提供するように依頼するとともに、職員に対して道路パトロール時における監視の強化を指示した。 今後も、道路パトロールの強化等道路管理について、一層の徹底を図り、事故の再発防止に努める。</p>
<p>郡上土木事務所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、公用車が廃車(評価額110,250円)となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故を起こした職員に対し、所属長から徹底に注意するとともに、安全運転について指導した。また、所内会議において、全職員に対し交通安全指導を行い、交通事故防止の周知徹底を図った。 今後も、朝礼及び課長・係長会議等において、折にふれて交通安全啓発を行うとともに、出張にでかける職員への声かけを行い、交通事故防止に努める。</p>
<p>可度土木事務所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、原因者負担金として18,017円の費用負担が発生し、また、修繕料724,083円が支払われてい</p>	<p>事故直後に、所属長から事故者に対し、運転に一層の注意を払い、より慎重な安全運転の励行について口頭注意を行った。</p>
		<p>たので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>また、全職員に対し安全運転の注意喚起を行ったほか、定期的に交通安全推進員から全職員に交通安全・交通事故防止に関する周知・徹底を行い、交通事故の再発防止を図った。 新規採用職員が事故を起こしたため、平成27年度より新規採用職員の公用車利用については、利用開始する10月に安全運転管理者である副所長が安全運転について注意喚起するとともに同乗し、運転のスキルチェックを行った。 さらには、定期的に担当課長等が同乗し安全運転について指導を行うこととした。</p>
<p>多治見土木事務所</p>	<p>平成26年度の委託料等の支出事務において、次の不適正な事項が認められた。 1 登記事務の受託者から請求書及び完了報告書の提出を受けていないにもかかわらず、職員が請求書を偽造し、請求があったかのように見せかけて委託料を支払うとした(2件計1,920,711円)。 2 登記事務の受託者から提出された委託料の請求書の金額等を改ざんし、請求とは異なる金額の委託料を支払うとした(1件113,702円)。 3 登記事務の受託者から委託料に関する完了報告書の提出を受けていないにもかかわらず、</p>	
	<p>○ 用地頭等に係る委託業務について、内部分けん制体制の強化を図るため、次のとおり見直しを行った。 ・ 従来の業務進捗管理は市ごと及び業務ごとであったが、全ての進捗状況を網羅的に把握できるよう、支払状況等を含めて一覧にした管理表を作成した。 ・ 委託業務について、精算予定額と実績額との間に乖離が生じることのないよう受託者と協議し、委託業務の執行状況が確実に把握できるよう体制を整えた。</p>	



<p>かわらず、職員が完了報告書を偽造した(1件0,835円)。</p> <p>4 職員が、市への委託料の支出に関する支出負担行為の決裁欄を偽造し、上司の決裁を受けたかのようにして事務処理を行おうとした(1件680,613円)。</p> <p>5 職員が、公有財商購入費の支出に関する事前決裁書の決裁欄を偽造し、上司の決裁を受けたかのようにして事務処理を行おうとした(2件計559,061円)。</p> <p>上記の不適正な事項を踏まえ、事務の執行体制について確認したところ、次の不適正な事項が認められた。</p> <p>6 上記2の事実について、当初の請求書の金額及び日付等が改ざんされていたため、県は委託者から改めて請求書の提出を受けて委託料を支払っていたが、当初の請求により遅延利息が発生するか否かについて確認していなかった。さらに、改めて請求書の提出を受ける際、請求日を空欄で提出させ、当初の請求日とは異なる日付を県が記入していた。</p> <p>7 登記事務の委託にあたっては、事前に所属の承認を受けたうえで、登記委託事務依頼書を受託者に提出して発注を行うこととなっているが、発注してから遡って所属の承認を受けていたものがあつた。</p> <p>これらの事態が生じていたのは、担当職員の仕事に対する認識の欠如があったことに加え、所属において各職員が行う事務処理に対するけん制機能が十分に働いていなかったことに原因があると考えられる。今後は、内部けん制体制の強化を図るなど所属の組織管理を徹底するとともに、職員に岐阜県会計規則等関係法令を遵守させるよう指導されたい。また、個々の問題点を明らかにしたうえで再発防止策を講じられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県土整備部用地課から平成27年6月及び9月末時点における委託業務の進捗状況についての情報提供がなされたため、事務所内の発注状況との照査を用地課内で実施した。</li> <li>会計事務に関する認識の向上を図るため、岐阜県会計規則等関係法令の遵守等について、事件発生後の平成27年6月9日に職場研修を実施し職員に対する周知徹底を図った。</li> <li>基本に則った事務処理の徹底を図るため、登記委託事務については登記事務委託要領に基づき、着手前には必ず所属の承認を受けること、登記委託事務依頼書を受託者に交付した後に業務を着手するよう職員への指導を徹底した。</li> <li>また、受託者に対しては平成27年6月3日に開催した会議の場において、次のとおり申し入れを行い、受託者に所属する社員への周知を依頼した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>登記委託事務依頼書の交付を受けた後でなければ業務に着手しないこと。</li> <li>県の担当者に対しては問題があれば直接上席者に連絡すること。</li> </ul> </li> </ul>	
<p>恵那土木事務所</p>	<p>道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として237,060円の費用負担が発生していたので、道路バトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>今後は「公共用地取得事務処理の適正化について」(土木部長通知)に規定されているとおり、事前調査の徹底を図り、所有権移転登記が地籍的関係により年度内に困難と認められる場合においては、原則どおり翌年度に用地取得契約を締結する旨、再確認を行った。</p> <p>今後は、用地交渉の進捗状況を含む事業の進行管理と所内関係各課の認識を共有するため、所長及び副所長を含めた事業調整会議を2カ月に1回程度開催して、情報共有及び進捗に係る調整を行うこととする。</p>
<p>恵那土木事務所</p>	<p>道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として866,829円の費用負担が発生していたので、道路バトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>該当事業館に、直ちに再発防止措置を講じた。道路照明灯の倒壊については管内全ての照明灯の一亮点検を実施し、老朽化が激しいものは、応急的に一旦撤去した。倒壊については周辺の危険木の伐採を実施した。今後も管内全路線について道路バトロールをより一層強化し、事故防止及び道路管理の徹底に努める。</p>
<p>恵那土木事務所</p>	<p>道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として237,060円の費用負担が発生していたので、道路バトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>穴ぼこ事故(一般県道苗木恵那線)については、現場を含む片側1車線を延長20mの擁壁打ち替え工事を実施した。上記箇所を含め危険箇所の有無について、道路バトロール及び危険箇所等について十分注視するよう職員、ロープウェイ従業員等に</p>

下呂土木事務所	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として194,154円の費用負担が発生していたので、道路・トロロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められた。	及び関係業者等に指示し、早期発見、速やかな連絡、対応に心がけ、事故防止に努めている。
高山土木事務所	公務中の1件の交通事故について、修繕料96,374円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	当該職員に対し交通安全について個別指導を実施するとともに、通行止め・通行規制のある道路等での公用車の使用時に必要な安全対策を定め、全職員に対し、事故防止の周知徹底を図った。 全職員に対し課長会議や朝礼等機会あるごとに注意を促し、交通事故防止の徹底に努める。
	道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として542,438円の費用負担が発生していたので、道路・トロロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められた。	落石に伴う道路事故については、事故翌日にスローネットの設置による応急復旧を実施し、その後落石防護網により恒久対策を行った。 穴まごに伴う道路事故については、事故当日直ちに常温合材にて事故原因箇所の応急復旧を行い、その後舗装・道補修工事により恒久対策を行った。 落雪に伴う道路事故については、最寄りの積雪観測センサーで30cmの積雪を観測した場合にはトロロールを実施し、必要に応じて雪肌除去を行う体制を整え万全を期すこととした。 今後、道路管理上の事故の防止については、道路・トロロール等により、危険箇所等の発見に努めるとともに発見時には直ちに応急措置を行っていく。

橋上建築部		監視結果	講じた措置
機関名	機関名		
公共建築住宅課	公共中の1件の交通事故について、修繕料161,400円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	果営住宅の使用料徴収事務において、平成21年4月から平成27年2月までの家賃額の算定を誤っていたことにより、2世帯から計288,400円の家賃を過大に徴収していた。その結果、過大徴収した家賃を還付する際に、還付加算金計27,678円を支出していたので、今後は適正に処理されたい。	事故を起こした職員に対し、改めて安全運転を心掛けるよう指導するとともに、他の職員に対しても交通安全について周知徹底を図った。 果営住宅の家賃を算定する際の所得月額の計算において、同居者に適用される控除を判定する入力が入り間違いを発生させた。また、同居者の変動があった際のデータ入力の確認を複数人で行うこととした。併せて、果営住宅の管理システムに関する研修を受けた。
東濃建築事務所	公務中の1件の交通事故について、修繕料79,833円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	公務中の1件の交通事故について、修繕料97,308円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	事故を起こした職員に対し、所属長より改めて安全運転に努めるよう指導した。 また、全職員に対しても、職場研修を実施し、交通安全防止や交通法規の遵守について周知徹底を図った。
東郡広域水道事務所	公務中の1件の毀損事故について、修繕料97,308円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られた。	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として103,270円の費用負担が発生し、また、修繕料65,984円(うち相手方負担分6,598円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	当該職員に対して、今後、車の運転に際して細心の注意を払い運転するよう指導した。 また、所属職員に対しては、所内研修や課長会議開催の都度、事故防止、安全運転について周知徹底を図っている。

県事務所

機関名	監視結果	講じた措置
西濃県事務所	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として103,270円の費用負担が発生し、また、修繕料65,984円(うち相手方負担分6,598円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	当該職員に対して、今後、車の運転に際して細心の注意を払い運転するよう指導した。 また、所属職員に対しては、所内研修や課長会議開催の都度、事故防止、安全運転について周知徹底を図っている。

<p>中濃県事務所</p> <p>収入滞納の売りさばき収入に係る現金管理事務において、特別な理由がないにもかかわらず、金融機関への払込みが最大で1か月以上遅延しているものがあつたほか、5日以上遅延しているものが複数されるなど不適正な管理が常態化していたので、今後は管理体制に万全を期し、適正に処理された。</p>	<p>事務処理でマニュアルを作成のうえ会計員、出納員に周知し、事務処理を亡失しないように、毎日、お互い声をかけて進捗状況の確認を行い、遅くとも売りさばきをした翌日までには、指定金融機関へ払い込みをしている。</p> <p>本件に係る事故は、該当職員が周囲の安全確認を怠るといふ不注意から発生した事故であることから、所属長から同職員に再発防止と安全確認を徹底するように、注意及び指導を行った。</p> <p>所内においては、月に2回開催する課長・係長会議において、その都度、所属長から安全確認の徹底と、交通事故を起こさないこと、交通事故で巻き込まれないことへの注意と指導を行い、課長・係長は管下職員に対して伝達し周知している。</p> <p>また、当該職員を含む管内所属職員を対象に、事故発生後の平成26年12月3日に、岐阜県警察署と中日本高速道路(株)名古屋支社から講師を招き、交通安全に関する研修会を実施した。</p> <p>今後も、このような機会をとらえて交通事故の再発防止に努める。</p>
<p>可及県事務所</p> <p>公務中の1件の交通事故について、修繕料14,013円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>当該職員に対しては、所属長より交通安全に対する意識の徹底と、交通事故の再発防止に努めるよう直接注意し、指導を行った。</p> <p>また、春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通安全県民運動が実施される際、所内連絡調整会議場で各課長等に交通安全に関する資料を配布し、所内職員に公私問わず、交通安全に対する周知及び事故防止の啓発を実施した。</p> <p>当該事故の発生を受け、所属内の課長会議において交通安全防止を取り上げ、各課長から専門職や雇員を含めた全職員に対して交通安全の意識の徹底を図るとともに、事故を起こした職員に対しては所属長及び</p>

<p>担当課長より注意指導し、安全運転を心掛けるよう促した。</p> <p>また、高山警察署の交通課長を講師に迎え、飛騨地域の機関に勤務する県職員を対象とした交通安全研修会を平成27年9月28日に開催し、職員に交通安全意識の徹底を図った。</p> <p>さらに、高速道路の交通安全に関する研修会を中日本高速道路株式会社は依頼し、平成27年12月1日に実施した。</p> <p>今後も定期的にこのような研修会等を開催し、交通事故防止に努める。</p>	<p>られた。</p>
<p>教育委員会</p> <p>機関名 博物館</p> <p>監査結果</p> <p>駐車車両を損傷させた1件の毀損事故について、損保賠償金316,048円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>講じた措置</p> <p>指摘を受けた事故については、枯損木が原因であるため、事故発生後、業者に委託し枯損木等の処理を行った。</p> <p>今後は、職員による樹木の巡視を強化するとともに、必要に応じて業者委託による枯損木等の処理を行い、事故の再発防止に努める。</p>	<p>物品の管理事務において、平成27年度の現物実査で物品が確認できないなど物品一覧表との不適合が生じていたにもかかわらず、不適合がないものとして所属長に報告されていたので、速やかな措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>指摘のあつた3件の物品のうち、1件については現物を確認したが、除去された物品2件については、平成27年11月26日付けで物品処分等調書を作成し、物品一覧表から削除した。また、県立学校における物品管理の「てびき」に基づいて適正に物品管理を行うよう、職員会議において周知徹底した。</p> <p>今後は、所在場所を明確にし、物品管理の適正化を図るため、写真付き台帳の作成を進める。</p>
<p>岐阜総合学園高等学校</p> <p>修繕料の支出事務において、債権者でない第三者に支払を行ったことにより、債権者に対する1件99,900円の支払が17日遅延するとともに、遅延利息100円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>会計書類のチェックポイントを一覧にした独自の「財務チェックポイント」を会計員に配付し、常に確認できる状態に机上に置くことで、注意を促した。</p> <p>今後は、出納員及び会計員の複数人によるチェックを徹底するとともに、出納員がメールによる注意喚起を会計員に対して定期的に、会計書類を確認することの重要性について意識高揚を図る。</p>	<p>物品の管理事務において、平成27年度の現物実査で物品が確認できないなど物品一覧表との不適合が生じていたにもかかわらず、不適合がないものとして所属長に報告されていたので、速やかな措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>

岐阜各務野高等学校	<p>物品の管理事務において、視聴覚装置一式等31件(取得価格計5,655,371円)を亡失していったので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められた。</p>	<p>職員会議において、備品管理における供用主任者の管理責任や報告義務等について、岐阜県会計規則及び同取扱要領に基づき研修を行った。</p> <p>また、現物実査において、実査担当者として供用主任者の複数人による目視確認、物品一覧表と備品整理票の厳実な突き合わせ、実施方法の徹底を図った。</p>
岐阜農林高等学校	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として1,756,320円の費用負担が発生し、また、公用車が廃車(評価額803,000円)となっていたので、職員員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>今回の交通事故を教訓にして、全職員に対して朝会、職員会議、農場会議等の機会を通じて安全運転や健康管理について注意喚起し、交通事故防止の徹底を図った。また、運転者の適正等の状況を把握するよう独自の公用車運転者台帳を整備するとともに、運転者の健康状態等を確認し交通安全のための適切な指示ができるよう運転前チェックシートを整備した。</p>
大垣南高等学校	<p>県が特別徴収を行った県立学校業務部門職の個人住民税の市に対する支出事務において、1件6,000円の支払が25日遅延するとともに、督促手数料100円が県費で支払われていたのを、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成26年7月分報酬の支払い手続から、支出金調書に納明確認のための資料として納付書の写しを添付し、支払4時期が遅延しないよう徹底を図った。</p> <p>また、事務処理体制について、下記の見直しを行い取り組んでいる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>業務進捗管理表を作成し、職員が事業管理を行うよう徹底した。</li> <li>全ての請求書を事務長に一元化し、確認後担当者に取り分けることとした。</li> <li>1定期支払に関する執行チェック表を作成し、執行状況を管理する体制とした。</li> <li>「会計事務チェックリスト」を作成し、平成27年8月28日の職場研修において徹</li> </ol>
大垣工業高等学校	<p>生産物の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかな措置することともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生産物のうち生鮮品を現金売りする際に、あらかじめ販売価格について所属長の承認を受けていたが、内容を定めていなかったり、承認を受けた販売価格とは異なる金額で販売を行ったりしていたものがあった。</li> <li>生産物野帳には、生産物を取得した時に計量した重さを記載すべきところ、販売金額を基に算出した重さを生産量として生産物野帳に記載していたものがあった。</li> </ol>	<p>底を図った。</p> <p>監査後直ちに、生鮮品を現金売りする際の内容量を定め、所属長の承認を受けた。また、「県立高等学校授業料実習に伴う会計事務取扱要領」に従って適正な生産物の会計事務を行うこと及び下記1、2のとおり対応することを関係職員に周知徹底した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生鮮品の販売については、必ず内容量を担当教諭が定め、農場長の確認を受けたうえで、所属長の承認を受ける。</li> </ol> <p>また、内容量を変更した場合はしくは異なる金額で販売する際は、その都度適正な販売価格を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生産物野帳には、生産物を取得した時に速やかに計量した重さを担当教諭が記載し、農場長による確認を受ける。</li> </ol> <p>今後は、複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>
大垣工業高等学校	<p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成26年10月1日以降、利用を原則禁止されている暗号化機能のないUSBメモリを平成27年1月に購入し、利用していた。</li> <li>USBメモリを調査した際に、USBメモリ管理台帳(以下「台帳」という。)に記載することとなっているが、所有している全てのUSBメモリを平成27年2月27日になってから台帳に一括して記載していた。</li> </ol> <p>また、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」(以下「貸与記録簿」という。)及び「パソコン等の持出/特送・使用に関する申請・許可記録簿」(以下「許可記録簿」という。)を平成27年1月以降に作成しており、所属として管理すべきUSBメモリの保有状況や利用状況について十分に把握していなかった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>職員がUSBメモリを利用する場合は、</li> </ol>	<p>また、平成27年11月1日付で「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」の改正があったため、改正に伴う「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」の整備を行うとともに、同記録簿への適正な記載について、全職員に対して周知徹底を図った。</p> <p>今後も、職場研修等様々な機会を捉え、USBメモリを含む外部記録媒体の適正な管理の徹底を図っていく。</p>



<p>貸付記録簿に記載し、所属長等の許可を受けなければならぬが、それがなされていぬものがあつた。</p> <p>4 職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出す場合は、許可記録簿に記載して所属長の許可を受けなければならぬが、許可記録簿に記載がなかった、又は記載していたが所属長以外の者が許可をしていた。</p>	<p>物品の管理事務において、プリントなど9件(取得価格計1,786,000円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p> <p>物品の管理事務において、プリントなど9件(取得価格計1,786,000円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p> <p>岐阜県会計規則及び物品の現物実証実施要領の遵守を徹底するとともに、現物実証の際は必ず複数の職員で確認を行うこととした。また、確認した物品を写真撮影するなど適正に記録し、管理することを全職員に周知徹底した。</p> <p>岐阜県会計規則及び物品の現物実証実施要領の遵守を徹底するとともに、現物実証の際は必ず複数の職員で確認を行うこととした。また、確認した物品を写真撮影するなど適正に記録し、管理することを全職員に周知徹底した。</p>	<p>加茂農林高等学校</p>	<p>県が控除を行った講師等の社会保険料に係る個人負担分控除金の支出事務において、平成17年度から20年度に適切な事務処理を行ってまいりましたが、計33,636円を県費で負担していた(平成27年9月25日現在)ので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 平成18年度の社会保険料71,206円が平成27年1月まで納付されずに放置されていたことにより、加算金5,055円が県費で支払われていた。</p> <p>2 歳入歳出外見金のうち、誤って所得税控除金として滞留していた社会保険料に係る個人負担分控除金28,015円を、平成20年度に真価所得税として振替簿へ納付して頂いた。社会保険料は、県が事業主負担分と併せて社会保険事務所(当時、現在は年金事務所)へ納付していたことか</p>		<p>監査後、会計員及び出納員にて契約審査会設置要綱の再確認を行った。</p> <p>今後は、会計事務の手帳に遺漏のないよう、会計員や出納員等、複数人によるチェックを徹底する。また、会計事務研修等への積極的な参加、県事務所出納課との連携を密にするなどして、会計制度に対する理解を深め、慎重に事務手続を行うよう努める。</p> <p>1 対象者の社会保険の届出、保険料の変動、控除、払出等を一覧で確認できる独自のチェック表を新たに整備した。</p> <p>2 所得税について、半年ごとの一括納付を月単位に改め、納付額をその都度確認することとした。</p> <p>今後は、会計員や出納員等、複数人によるチェックを徹底し、適正な会計事務に努める。</p>
<p>可児高等学校</p>	<p>ら、個人負担分28,015円を県費で支出したままとなっていた。</p> <p>3 控除不足となっている平成18年度の社会保険料の個人負担分控除金1円566円について、本人から徴収して頂いていた。</p> <p>行政財産の目的外使用にかかわる使用料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに対処するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 市町村職員統一採用試験の会場として使用を許可したのについて、会場者を使用させていたが、使用料を算定する際に、使用面積を含めていないものがあつたため、使用料が518円過小となつていました。</p> <p>2 上記事例について、誤って土地使用料を二重に算定していたため、使用料が1,776円過大となつていました。</p> <p>過大となつていた1,776円と過小となつていた518円の差額1,258円を平成28年2月2日に返金した。</p> <p>今後は、算定金額に誤りがないよう、会計員及び出納員の複数人によるチェックを徹底する。</p>	<p>多治見高等学校</p>	<p>正面玄関ドア押し板取替えに係る修繕料の支出事務において、仕繕書に示した必要数量より多い数量で算出された見積書の金額で契約を締結し、支払ったことにより、97,200円が過払となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>当該職員に対し、学校長より、交通安全に対する意識の徹底と、再発防止に努めるよう指導を行った。また、全職員に対し、職員会議及び朝会において、時間及び心身の余裕を持つて運転するなど、一層の安全運転に努めるよう周知徹底した。</p>	<p>恵那農業高等学校</p>	<p>公務中に軽自動車を損傷させた1件の毀損事故について、公用車が廃車(修繕料相当額687,289円)となつていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>公務中に軽自動車を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金70,148円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>事故後の草刈作業においては、近隣住民に対して自動車の移動をお願いするなどの事前調整を図り、周囲に人、自動車等がないことを確認し、民地との境界となるフェンス回りを手で知るなど細心の注意を払い実施した。</p> <p>今後も、草刈機による草刈作業を行うときは、作業時間の短縮や周囲の状況確認を行い、飛石等の危険性が予測される場合は、防護服等を使用して作業を行うか、または、</p>
<p>中津高等学校</p>					



<p>豊大高等学校</p>	<p>高等学校授業料の取入事務において、就学支援金が認定された生徒から誤って徴収した授業料の還付手続(1件9,900円)が約5か月遅延していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>草刈機の使用を中止し兼等で作業を行うこととし、再発防止に取り組む。</p> <p>監査後、授業料の取入事務について、会計事務に係る知識を深めるため、会計員及び出納員にて再確認を行った。</p> <p>今後は、以下の事項に留意し、会計員及び出納員等、複数人によるチェックを徹底することにより、適正な事務処理に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 誤徴収防止のため、就学支援金の認定に変更があった場合は、担当者が授業料徴収システムにて変更の入力を行うこと、合わせて、総合財務会計システムにおいて授業料の測定変更を行い、2つのシステムの整合性の確認を行う。</li> <li>2 還付遅延防止のため、授業料徴収システムにて出力される「月別収納額合計一覧」の収納額と、総合財務会計システムにて出力される「税外収入状況表」の測定済額及び収納額を必ず照合する。</li> </ol>
<p>飛騨高山高等学校</p>	<p>演習林内の樹木の積雪により倒れたことにより、電気工作物を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金448,863円の費用負担が発生していたので、演習林の管理について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>事故後直ちに緊急点検を行い、積雪により倒木の危険がある樹木4本の伐採を行った。</p> <p>今後は、担当教諭による演習林の現地見回りを、4月から12月は毎月2回程度、1月から3月は毎月1回程度行うことに加え、年6回の演習林実習時及び実習前後の整備時にも見回りを行い、演習林管理を徹底することにより、再発防止に努める。</p>
<p>華陽フロンティア高等学校</p>	<p>公務中に駐車車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金84,808円の費用負担が発生していたので、職員の見守り体制の徹底を図りたい。</p>	<p>事故を起こした職員に対し、草刈機を使用する際は、現場の周囲の状況をよく確認したうえで実施するとともに、小石等が飛散し周囲の物品や施設を毀損する危険性がある場合は、直ちに草刈機の使用を中止するよう指導した。また、全職員に対し、草刈機を使用する際は、周囲の状況に十分配慮して実施するよう職員会議において注意喚起を行った。</p> <p>なお、事故発生現場の再発防止を図るため、防草シートを敷設した。</p>
<p>「岐阜県立華陽フロンティア高等学校物品管理規程」を定め、各職員の役割とその</p>	<p>物品の管理事務において、オートプロセッサ等96件(取得価格計1,769,118円)を</p>	<p>「岐阜県立華陽フロンティア高等学校物品管理規程」を定め、各職員の役割とその</p>
<p>岐阜特別支援学校</p>	<p>特別支援教育就学奨励費負担金等の支給事務において、家用自動車による交通費の算定方法を誤ったことにより、8件3,902円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>支払不足分については、平成27年11月30日に支払った。</p> <p>今回の算定誤りは、算定基礎となる生徒の出席日数が学校行事による変更を反映できずに起きたものである。</p> <p>今後は、各児童生徒の出席日数を確実に把握するため、報告書などに学校行事を記入することとし、教員と会計員が複数人でチェックする体制とし、再発防止に努める。</p>
<p>海津特別支援学校</p>	<p>生産物の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 担当者は生産物を製造した場合は、作業製品目別野帳にその数量を記載することとなっている。しかし、1週間ごとにまとめて1日で全てを受け入れたとして作業製品目別野帳に記載していたものがあつた。</li> <li>2 担当者は生産物を売却等により払い出す場合は、その都度、作業製品引継書を作成し、学校長に引き継ぐとともに、作業製品目別野帳にその数量を記載することとなっている。しかし、1週間ごとにまとめて1日で全量を払い出したとして作業製品引継書を作成し、作業製品目別野帳に記載していたものがあつた。</li> <li>3 学校長が担当者から生産物を引き継いだ場合は、その都度、出納員が作業製品目別野帳にその数量を記載することになっている。また、生産物を売却等により処分しようとする場合は、その都度、学校長が作業製品処分調査により処分を決定</li> </ol>	<p>責任を明確にし、校研修会において全職員に周知徹底を図った。また、物品保管場所ごとにリストを掲示するとともに、物品保管場所を変更する場合は、備品移動願による問い合わせを出納員に提出して行うよう徹底した。</p> <p>今後は、物品の管理事務において複数人によるチェックを行うよう体制を強化し、再発防止に努める。</p>
<p>「岐阜県立特別支援学校高等部職業教育実習会計事務取扱要領」を高等部全職員に周知徹底した。</p>	<p>今後は、複数人によるチェックを徹底し、下記のとおり再発防止に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生産物を製造した場合は、その都度、担当教諭が作業製品目別野帳に記載し、高等部主事による確認を受ける。</li> <li>2 生産物を売却等処分する場合は、その都度、担当教諭が作業製品引継書を作成し、出納員による確認を受けたうえで学校長に引き継ぐとともに、作業製品目別野帳にその数量を記載し、高等部主事による確認を受ける。</li> <li>3 学校長が担当教諭から生産物を引き継いだ場合は、その都度、会計員が作業製品目別野帳に数量を記載し、出納員による確認を受ける。また、生産物を売却等処分しようとする場合は、その都度、会計員が作業製品目別野帳に記載し、出納員による確認を受ける。</li> </ol>	<p>今後は、複数人によるチェックを徹底し、下記のとおり再発防止に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生産物を製造した場合は、その都度、担当教諭が作業製品目別野帳に記載し、高等部主事による確認を受ける。</li> <li>2 生産物を売却等処分する場合は、その都度、担当教諭が作業製品引継書を作成し、出納員による確認を受けたうえで学校長に引き継ぐとともに、作業製品目別野帳にその数量を記載し、高等部主事による確認を受ける。</li> <li>3 学校長が担当教諭から生産物を引き継いだ場合は、その都度、会計員が作業製品目別野帳に数量を記載し、出納員による確認を受ける。また、生産物を売却等処分しようとする場合は、その都度、会計員が作業製品目別野帳に記載し、出納員による確認を受ける。</li> </ol>

<p>し、出納員が作業製品出納簿にその数量を記載することとなっている。しかし、これらの手続について1週間ごとにまとめて1日で全量を引き継いで処分したとして作業製品処分調書を作成し、作業製品出納簿に記載していたものがあつた。</p>	<p>生産物・雑収入の現金管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現金を収納した日に測定、現金領収証書の作成及び現金出納簿の記載を行つておらず、1週間ごとにまとめて測定等を行い、測定した日に金融機関へ現金を払い込んでいた。</li> <li>2 現金を収納してから測定を行うまでの間、特に理由のないまま担当職員が現金を保管していた。</li> </ol>	<p>物品の管理事務において、平成26年度の現物実査で次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 出納員が実査担当者及び現場補助者を指定していなかった。</li> <li>2 使用主任者が現物実査を行っているものがあつた。</li> <li>3 実査を実施していない物品があつた。</li> <li>4 現物と物品一覽表等との実査ができない場合、実査担当者から出納員に対し現物実査報告書によりその内容を報告すべきところ、それが行われていなかった。</li> <li>5 物品が確認できないなど物品一覽表との不実合が生じているにもかかわらず、不実合が生じているにもかかわらず、報告書が作成されていた。また、報告書の回議がなされていなかった。</li> </ol>	<p>現金を収納した場合は、速やかに出納員に引き継ぎを行うよう、担当職員を指導した。</p> <p>今後は、職員会議にて、毎週の実習計画を担当職員、出納員及び会計員が情報共有し、内部けん制機能を強化する。また、出納員が現金の引き継ぎを受けた場合は、その日のうちに測定を行い、現金出納簿に記載するとともに金融機関に払い込むこととし、やむを得ず当日払い込みが出来ない場合は、金庫で保管する。</p> <p>現物実査に係る知識を深めるため、会計員及び出納員にて「物品の現物実査実施要領」の再確認を行い、物品管理の重要性について、職員会議で周知徹底した。</p> <p>今後は、現物実査に係る事務手続を複数人で確認することとし、同要領を遵守して適正な物品管理に努める。</p>
<p>恵那特別支援学校</p>	<p>「使用済み注射針・保管用」の専用プラスチックを配布するとともに、刑事部巡回業務指導において、捜査第一課調査官、首席検視官等が同収納ケースの使用状況を確認し、あわせて検視業務に従事する警察官に対して、当該</p>	<p>警察本部</p> <p>機関名</p> <p>捜査第一課</p> <p>監視の結果</p> <p>検視の際に職員が置き忘れた注射針により、関係者が負傷した事故について、損害賠償金として232,539円の費用負担が発生していたので、事故防止について一層の徹底を図られた。</p>	<p>講じた措置</p> <p>当該及び全警察署に、「使用済み注射針・保管用」の専用プラスチックを配布するとともに、刑事部巡回業務指導において、捜査第一課調査官、首席検視官等が同収納ケースの使用状況を確認し、あわせて検視業務に従事する警察官に対して、当該</p>
<p>交通規則課</p> <p>道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として462,898円の費用負担が発生していたので、パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>当該事故に係る再発防止対策を徹底した。</p> <p>降雪が予想される際は、あらかじめ各警察署に対し、「管内の巡回等により信号機等交通安全施設への着氷雪を確認した際は、早めの除雪等を行うこと」を指示し、同施設からの降雪等による事故防止の徹底を図った。</p> <p>今後も同様の指示を随時行っていく。</p>		
<p>警備第一課</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として11,100円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対し、交通事故防止について個別指導を行ったほか、課員に対し交通機動隊員の指導による交通事故防止に向けた「運転技術向上訓練」を受講させるとともに、例会、幹部会議等においても交通事故防止について指導した。</p> <p>公用車を運転する際には高い交通安全意識を自覚させ、御乗車の除車誘導、走行中の安全確認等、発進前の車両周辺の安全確認等、交通事故防止の基本の再徹底を図っている。</p>		
<p>岐阜中警察署</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として128,835円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>定期監査の指導事項を受けて、平成28年1月15日に、警察車両整備センター職員による原動機付二輪車を含む警察車両の点検要領及び走行時の注意事項に関する教養の実施や、各車両の始業前点検を徹底させている。</p> <p>また、朝会時において、警務課長が天候状況に応じた交通安全的対策の手配を適宜行っているほか、交通安全標語の各種教養資料への掲載など、交通事故防止意識の向上を図っている。</p>		
<p>岐阜南警察署</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として219,043円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故当事者である職員に対し、車両運転技能訓練を実施した。</p> <p>また、例会、朝会時に署員に対して、署長、副署長及び警務課長から交通事故事例を踏まえ安全確認の所行、防衛運転に努めること、御乗者の責務として安全確認の徹底、さらに安全運転守則を確認するなどを指示し、交通事故防止の徹底を図った。</p>		
<p>岐阜北警察署</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として164,472円の費用負担が発生した。</p>	<p>当該職員に対し、警務課長及び直属の上司が交通事故の原因、安全確認の必要性等</p>		

<p>各務原警察署</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として411,696円の費用負担が発生し、また、公用車が廃車(評価額510,000円)となっていたので、職員が交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>について個別指導を行い、全職員に対しては、朝礼時に署長、副署長及び警務課長から、安全確認、乗客者の責務等の指導教養を行った。</p> <p>また、当署の駐屯場において地域警察官に対する体験型教養及び、幹部による新任警察官の運転技能診断を実施した。</p> <p>今後も継続して指導教養を行うとともに、毎日朝礼出席者全員により安全運転守則の唱和を行い、さらに公用車内にて事故防止を喚起する標語を掲出し安全運転意識の高揚を図り、交通事故防止の徹底を図っていく。</p> <p>事故を起こした運転者に対して、平成27年5月13日及び平成27年11月12日に運転免許取りこぼしで警察車両検定を受講させ、運転技能の習熟を図った。また、署員に対しては、当日勤務する地域職員への朝の手配において、事故発生後から相当期間、緊急走行守則及び安全運転守則の復唱を実施した他、例会や朝会において、副署長、警務課長が公用車事故の発生状況や事故事例を示し、同乗者を含めた安全確認の励行、悪天候時の注意喚起を指示するなど、交通事故防止の指導を行った。</p>
<p>岐阜羽島警察署</p> <p>公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として516,506円の費用負担が発生し、また、修繕料454,485円(うち相手方負担分25,464円)が支払われていたほか、公用車が廃車(修繕料相当地額982,890円、うち</p>	<p>相手方負担分70,312円)となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>「運転者における安全確認」、「適切な車間距離の保持」、「後進時の側方者による誘導の徹底」、「天候や道路状況に見合った運転」など具体的な注意事項を指示するとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当職員による、事故状況の発表</li> <li>・各車両の助手席に、安全運転遵守事項の表示</li> <li>・朝会等で、毎回、職員から募集した交通事故防止標語を全員で唱和</li> <li>・「いつでも運転技能検定」の実施(係長が運転者の運転技能をチェックし、運転者へ助言)</li> </ul> <p>を行い、交通事故防止の徹底を図っている。また、今後「警察官(公務員)としての自覚を促す職務倫理教養の推進」「交通事故防止教育の継続的実施」も行っていく。</p> <p>当該職員から交通事故について次長が聞き取りを行い、後方安全確認や左右安全確認を徹底するなど交通事故防止の指導を行った。</p> <p>全職員に対しては、朝会等で後方誘導などの安全確認に関すること、車両の死角などの車両感覚に関すること、危険予知運転などの事故を防ぐために注意すべき意識に関すること、公用車を運転する自覚に関すること、緊急時の運転に注意すること、過去の交通事故事例を挙げて交通事故防止方策に関すること等の指導を行い安全運転の徹底を図った。</p> <p>また、全職員を対象に「ヒヤリハット体験談」の事例の発表や実車による後方誘導訓練、車両感覚や車両性能の体験訓練、安全運転指導を実施して、交通安全意識や安全運転技能の向上を図った。</p> <p>今後も朝会等において、公用車運転の自覚と安全運転の指示を行い交通事故防止の徹底に努める。</p>
<p>養老警察署</p> <p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として427,423円の費用負担が発生し、また、修繕料221,386円(うち相手方負担分92,746円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員から、副署長及び各課長が居住実態の確認を行うとともに、単身赴任手当の支給要件を具備し又は支給要件を欠くこととなった場合は速やかに届出を行うよう指示した。また、署員に対しては、例会、朝会において会計課長が各種手当の支給要件についての周知指導を行い、不適正な支給の防止に努めた。</p> <p>当該職員に対して、副署長及び警務課長が事故の原因や背景について聴取し、個別に交通事故防止の指導教養を実施した。</p> <p>全職員に対しては、朝会時に、副署長及び警務課長から当該事故の状況を説明し、</p>

<p>職員の脱臼事故防止について一層の徹底を図られた。</p>	<p>全職員に対しては、証拠品車両はシャッター付き車両で保管すること、車両で保管できない時は屋根付きスペースで保管すること、証拠品の保護のためにカバーをかける必要がある時は車専用の保管用カバーを使用すること等を次長が指示するとともに、証拠品の取扱い及び保管は慎重なことを徹底した。</p>	<p>今後も、朝会・例会等あらゆる機会を通じて、交通事故事例に基づき、車両使用時の安全確認の徹底、防犯運転の励行、安全運転守則の順守等について指導を行い、交通事故防止の徹底に努める。</p>
<p>大垣警察署 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として34,345円の費用負担が発生し、また、修繕料46,506円(うち相手方負担分53,204円)が支払われていた。職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>当該職員に対しては、直属の課長が事故の状況を聴取し、事故の原因を調査するとともに、安全確認の必要性等について指導を行った。 全職員に対しては、 ・朝会において公用車の交通事故防止に関する教養資料を配付して、具体的な交通事故防止について指導し、交通事故防止意識の高揚を図った。 ・11月29日に大垣警察署駐屯場等において大型車両を使用した車両特性や死角確認訓練を実施し、運転技能の向上を図った他、併せて車両誘導者を対象とした適正な誘導訓練を実施。 ・12月2日に講師として元「自動車安全運転センター中央研修所」指導教官による運転時の基本的遵守事項を柱とした交通事故防止教養を実施。 ・11月下旬から12月上旬にかけて各課(係)において日頃からの職員相互の事故防止への認識を確認するべく、実際に発生した事故事例に基づき討議し検討結果(事故防止方策)をレポート方式で提出させ、さらに全職員一人一項目の事故防止に向けた決意表明を提出させた。以上の各種方策を実施し職員の交通事故の再発防止に向けた留意取り組んでいる。</p>	<p>当該職員に対しては、警務課長及び直属の課長から再発防止について具体的な指導を行い、特に安全確認を徹底するように指導を行った。 全職員に対しては、朝会等において副署長、警務課長等から再発防止及び「安全運転守則」「緊急走行守則」の徹底について指導を行い、加えてヒヤリハット体験のスピーチの実施により、安全運転意識の高揚を図った。 今後も引き続き朝会等、事ある機会において、副署長、警務課長、交通課長等の幹部から安全運転の徹底についての指導を継続するとともに、運転前の幹部による注意喚起を行い、職員一丸となって交通事故防止の徹底に努めていく。</p>
<p>関警察署 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として166,762円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。</p>	<p>事故職員に対して、警務課長から当該交通事故の原因を説明するとともに注意喚起を促し交通事故の再発防止策を指導した。また、全署員に対しては、朝会等に副署長及び警務課長から、交通事故の形態を踏まえ交通事故防止策を指導した。</p>	<p>当該職員に対しては、警務課長及び直属の課長が、交通事故の原因、安全確認の必要性及び交通事故のもらす影響について個別指導を実施した。 朝会等中、全職員に対して副署長及び警務課長が交通事故事例を挙げて、 ・道路、交通及びその車両の状況に応じた危険を生じさせないよう運転すること ・ハンドルの操作を確実にし、危険を生じさせないよう運転すること を指示した。 また、若手職員に対する車両訓練を実施して、運転技能を向上させつつ、交通事故防止意識の高揚を図った。 今後も、朝会において、副署長及び警務課長から、安全確認、乗客者の責務等の指導教養を引き続き行い、交通事故防止の徹底を図る。</p>
<p>多治見警察署 公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として、273,566円の費用負担が発生し、また、修繕料49,508円が支払われていた。職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として、273,566円の費用負担が発生し、また、修繕料49,508円が支払われていた。職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>今後も、朝会において、副署長及び警務課長から、安全確認、乗客者の責務等の指導教養を引き続き行い、交通事故防止の徹底を図る。</p>

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

総務部		講じた措置	
機関名	監査結果	講じた措置	
人事課	<p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていた。</li> <li>2 職員が許可された利用期間を超えてUSBメモリを利用してはならないにもかかわらず、利用期間を1年以上超過して利用していたものがあった。</li> <li>3 返却の記録があったが実際には返却しておらず、そのまま職員が利用していたものがあった。</li> </ol>	<p>監査結果を受け、外部記録媒体の適正利用の徹底を図るため、改めて「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を周知するとともに、下記のとおり是正措置を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報セキュリティ責任者が行っていた外部記録媒体の管理を、外部記録媒体の種類毎に、指定された貸与記録簿を管理する者(以下「管理者」)が行うこととし、管理が形骸化することを防ぐとともに、実際に沿った管理と利用に関する助言が行えるよう整備した。</li> </ol> <p>【外部記録媒体の管理者】                  USBメモリ → 電算担当者2名                  デジタルカメラ及びDVRレコーダー → 管理調整係2名</p>	<p>USBメモリ等を使用する場合には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得る必要があり、また、パソコンを外部に持ち出す場合には、「岐阜県職員用パソコンの持出に関する申請・許可記録簿」(但し「パソコン等の持出/特送・使用に関する申請・許可記録簿」)に記載して所属長の許可を得る必要があることを所属全職員に周知するとともに、USBメモリ等を外部に持ち出す場合には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」及び「USBメモリ等の持出/特送・使用に関する申請・許可記録簿」の双方に記載して所属長の許可を得ることが必要である旨周知徹底を図った。</p> <p>また、適正な管理を徹底するために、1</p>
職員厚生課	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/特送・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて片倉外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>USBメモリ等を使用する場合には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得る必要があり、また、パソコンを外部に持ち出す場合には、「岐阜県職員用パソコンの持出に関する申請・許可記録簿」(但し「パソコン等の持出/特送・使用に関する申請・許可記録簿」)に記載して所属長の許可を得る必要があることを所属全職員に周知するとともに、USBメモリ等を外部に持ち出す場合には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」及び「USBメモリ等の持出/特送・使用に関する申請・許可記録簿」の双方に記載して所属長の許可を得ることが必要である旨周知徹底を図った。</p> <p>また、適正な管理を徹底するために、1</p>	<p>USBメモリ等の管理事務において、パソコン等の持出/特送・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて片倉外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>

税務課	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/特送・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて片倉外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>USBメモリ等の外部記録媒体を片倉外に持ち出すには、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」及び「USBメモリ等の持出/特送・使用に関する申請・許可記録簿」の双方に記載し、所属長の許可を得る必要があることを周知し、適正な手続きの徹底を図った。</p> <p>また、適正に管理するために、ISリーダが月末でUSBメモリ管理台帳及びその他の外部記録媒体管理台帳に記載されている媒体の物理確認を行うほか、USBメモリ等外部記録媒体の貸与及び特出しについては、その都度システム管理係において確認する体制とした。</p>
東濃県税事務所	<p>県税収入に係る債権管理事務において、既に消滅していた財産を、未だ存在するものと誤認して差押手続を執行したことにより、滞納していた県税に対する時効中断の効力が生じず、債権の消滅時効が完成し、不納欠損処理が行われているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当事業は、平成26年度、差押財産の一斉点検を実施したところ、一部の差押財産について、過年度にすでに消滅していることを把握したことから、やむを得ず不納欠損の処理をしたものである。</p> <p>このため、平成27年度には、再発防止及び適正な債権管理を実施するため、徴収担当者は担当地区における財産の状況等を確認することを課外会議で周知した。また、財産の適正な把握を行うため、課内研修を行い、職員の意識改革を図った。</p> <p>さらに、平成27年度から、債権管理担当者2名配置し、差押財産と財産の管理簿との確認を毎年度1回以上実施することに加え、差押えに係る税務システムの登録内容も併せて点検することとし、複数の職員による確認を行う体制とした。</p> <p>なお、財産の適正把握を行うため、引き継ぎ、年1回の研修を行う。</p>
危機管理部		講じた措置
機関名	監査結果	
消防課	<p>USBメモリの管理事務において、「パ</p>	<p>今回の「USBメモリ及びその他の外部</p>



環境生活部	<p>USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>記録媒体への貸与記録簿」への記載漏れは、各職員の認識不足から発生したものであるため、USBメモリを使用する際の手順書を新たに作成し、USBメモリを庁舎外へ持ち出す場合は「USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」と「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」の双方へ記載し、所属長の承認を受けるよう周知徹底を図った。</p>
-------	---	---

機界名	監査結果	講じた措置
<p>私学振興・青少年課</p>	<p>USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>USBメモリ等の外部記録媒体の適正な管理のため、以下2点の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 台帳管理の徹底及び記載内容の確認(平成27年7月16日から)</li> <li>・ 外部記録媒体に係る全ての台帳の管理をISリーダが行うこととした。</li> <li>・ 台帳記入時にISリーダにおいて内容の確認を行うこととした。</li> <li>2 外部記録媒体を使用する際の手順の周知(平成27年7月23日、27日)</li> <li>・ 課内全職員を対象に、適正な管理方法についての研修を実施した。</li> </ul>
<p>統計課</p>	<p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものがあつた。</p> <p>2 1年間使用するとして貸与を受けた職員が、更に他の職員に貸与していた。</p>	<p>1 当該指導の事実確認通知を受けた7月13日以降、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の持ち出しにおいて、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」と「USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」の両方とも記載し、所属長の許可を得るよう、課内職員全員に指導するとともに実践した。</p> <p>2 係の代表者が長期にわたって貸与を受け、係内の共通の業務で度々使用するために係員へ貸与したものであつた。</p> <p>7月13日以降、長期にわたる外部記録媒体の貸与を必要最小限とし、貸与を受ける職員と實際に使用する職員を確実に一致させるようにした。</p>

健康福祉部		監査結果	講じた措置
<p>機界名</p> <p>高齢福祉課</p>	<p>岐阜県介護実習・普及センター運営委託に係る契約事務及び貸付物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに対応するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 受託者に県の所有する物品を貸付けて使用させていたが、委任業務契約書に物品の貸付けを明記していなかった。</p> <p>2 受託者から貸付物品の借受書を徴していなかった。</p>	<p>委任業務任務書に自動車の貸付けに関する項目を追加し、変更契約を締結するとともに、借受書を徴した。</p> <p>・ 今後は、委任業務契約締結とあわせて契約期間中の借受書を徴する。</p>	
<p>障害福祉課</p>	<p>岐阜県心身障害者扶養均等制度未納掛金の回収に係る収入事務において、未納者に対する督促状を発行してないものがあつたので、速やかに対応するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>未納者に対し発行していなかった督促状については、平成27年10月5日に発行した。今回は、収入未済が財務会計システム及び個別システムに表示されたため発生したことから、今後、同様に特種タカラスが生じた際には、決裁文書にその旨記載し、管理調整係でも納入の有無、督促状の発行確認をすることで督促状の未発行を未然に防ぐ。</p>	
<p>子育て支援課</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」に基づき、庁舎外へ持ち出す際には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」及び「USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」の双方に記載し、所属長の許可を得たうえで、適切に利用するよう改善した。</p> <p>また、全職員に、外部記録媒体等の管理及び利用について再度周知徹底し、業務上の情報の取扱いに対する意識を高めた。</p>	
<p>子ども家庭課</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」に基づき、庁舎外へ持ち出す際には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」及び「USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」の双方に記載し、所属長の許可を得たうえで、適切に利用するよう改善した。</p>	

岐阜保健所本県・山県センター	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/特出・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたため、今後は適正に処理されたい。	また、全職員に、外部記録媒体等の管理及び利用について再度周知徹底し、業務上の情報の取扱、vに対する意識を高めた。 ○ USBメモリの取り扱、vについて、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」に於、使用する際には必ず「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載し、所属長等の許可を受けた後に貸与を受けるよう改善した。 また、USBメモリを庁舎外へ持ち出す際には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載し、さらに「USBメモリ等の持出/特出・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長等の許可を受けるよう周知を行った。 ○ 岐阜県全体で情報セキュリティ対策の強化が進んでおり、当所においても情報セキュリティ責任者、情報取扱管理者及び情報セキュリティインシデント対応員、情報セキュリティ事故のなしいよう適正な事務処理に努めるとともに、職員全員が情報セキュリティポリシーを遵守するよう周知徹底を図った。
西濃保健所	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出/特出・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて	本件は、古い書籍を消耗品と思ひ込んで廃棄したものであつたことから、物品に該当する書籍の背表紙などに備品であることを朱書きして明示した。 また、取得した物品は写真を撮影して保管するとともに、保管場所を所配置図に記載して、物品であることが明確にわかるようにした。
関保健所	USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出/特出・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて	USBメモリ及びその他の外部記録媒体を庁舎外へ持ち出す場合には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」及び「USBメモリ等の持出/特出・使用に関する申請・許可記録簿」の両様式へ記載し、所属長の承認を受ける必要があることを所属職員へ周知徹底を図った。 また、貸与の都度、総務課職員がチェックする体制を整えた。なお、平成27年11月1

東濃保健所	庁舎外へ持ち出していたものがあつた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出/特出・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものがあつた。 所有権放棄による大の引取り等事務において、殺処分された大の事務手続について確認したところ、次の事実が認められた。 1 平成26年度に3頭の大を殺処分していたが、殺処分された3頭のうち2頭について、大及び猫の引取り等事務実施要領に定める「大・猫の引取り依頼書(所有権放棄)」における譲渡判定欄及び猫末欄が空欄となつており、いつ誰がどのような理由で譲渡不達の判定をし、殺処分に至つたのか、記録されていなかった。 2 大及び猫の殺処分に使用した薬品管理簿では、薬品を使用した大は2頭となつていた。 これらの状況から、殺処分に至る順序や責任の所在が不明確であり、関係書類間で殺処分の頭数が一致していなかったことから、今後は適正に処理されたい。	日付で様式の変更があつたが、引き続きチェックする体制をとっている。 譲渡判定については、獣医師2名又は獣医師と動物愛護管理専門職の2名で実施することを徹底した。 譲渡不達と判定した大・猫については、殺処分後に生活衛生課に口頭で報告を行つていたが、殺処分前に書面により生活衛生課長の決裁を受けることとした。 また、毎月10日までに県庁生活衛生課に提出する「大及び猫の残留返還及び処分状況等の報告」の作成時、作成者以外の職員が関連記録や帳簿との突合を行い、確認を行った旨の記録を残すこととした。
恵那保健所	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/特出・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。	USBメモリを庁舎外へ持ち出す場合は「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」及び「USBメモリ等の持出/特出・使用に関する申請・許可記録簿」にて所属長の承認及び確認が必要であることを全職員に周知徹底した。 また、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領が平成27年11月1日に一部改正された庁舎外への持ち出し許可や外部からの持込許可も貸与記録簿で一括処理できるようになったこと及び新様式2「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」について職員に周知徹底した。

衛生専門学校	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまったので、今後は適正に処理された。</p>	<p>USBメモリを庁舎外へ持ち出す場合は、「パソコン等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿（様式3）」で所属長の許可を得れば「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿（様式2）」への記載は不要と認識していた。</p> <p>改めて「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を職員に周知し、USBメモリの適正な貸与手順の徹底を図るとともに、USBメモリを一括して保管管理する情報セキュリティ取扱管理者等に対しては、記録簿への適正な記載の確認を行うようチェック体制の徹底を図った。</p>
多治見看護専門学校	<p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理された。</p> <p>1 「パソコン等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「パソコン等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまったものがあつた。</p> <p>2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまったものがあつた。</p>	<p>「パソコン等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿」及び「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」の記載の不備の状況、使用記録簿の新様式への変更に伴う記載方法の変更・決裁者の変更等について職員会議で周知し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>また、使用記録簿の保管場所を変更し、使用記録簿・決裁者・保管場所が同一室とすることで、利便性を図るとともに管理体制を強化し、貸し出しの際は情報セキュリティ管理者とISリダーの2名で確認するようチェック体制を改善した。</p>
下呂看護専門学校	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまったので、今後は適正に処理された。</p>	<p>USBメモリを庁舎外へ持ち出す際には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に先に記載して所属長の承認及び確認を受けてから、「パソコン等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿」にも記載して許可を得るといふ手順を失念していた。</p> <p>改善策として、教務主任を通じ適正な処理手順について全教員へ周知徹底し、貸与記録簿及び持ち出し記録簿双方に、所属長承認がそれぞれ必要である旨を明示すること</p>

商工労働部		農林労働部	
機関名	監査結果	機関名	監査結果
動物愛護センター	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出してしまったので、今後は適正に処理された。</p>	<p>とで、失念しないよう注意喚起を行った。</p> <p>USBメモリを庁舎外に持ち出す際に、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」にて申請し、所属長等の確認は受けていたが、併せて「USBメモリ等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿」にて、所属長の承認及び確認を受けることを失念していた。</p> <p>予備監査における指導後、全職員に適切な処理方法を周知徹底するとともに、簿冊にも処理方法を明示し注意喚起を図った。</p>	
新産業振興課	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出してしまったので、今後は適正に処理された。</p>	<p>USBメモリを庁舎外に持ち出す際、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」への記載による確認は受けていたが、「パソコン等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿」による所属長の許可を受けていなかったため、同様でへの記載と許可手続が必要であることを職員に指導した。</p>	
地域産業課	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出してしまったので、今後は適正に処理された。</p>	<p>USBメモリを庁舎外へ持ち出す際には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿（様式2）」により申請し、所属長等の確認を受けていたが、併せて申請すべき「パソコン等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿（様式3）」への記載がなされていなかった。</p> <p>課内全職員に対し、監査結果（不備の具体的な内容）及び適正な処理方法について、周知徹底した。</p>	
情報技術研究所	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出してしまったので、今後は適正に処理された。</p>	<p>USBメモリを庁舎外へ持ち出す際に、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」にて申請し、所属長等の確認は受けていたが、併せて「USBメモリ等の持出/特込・使用に関する申請・許可記録簿」にて、所属長の承認及び確認を行うことを失念していた。</p> <p>改善策として、各係長を通じ、適正な処理方法について全係員へ周知、徹底するとともに、貸与記録簿にも「庁舎外に持ち出</p>	

<p>生活技術研究所</p>	<p>備品の購入契約に係る検査事務において、検査調書を作成すべきところ、納品書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することによって代えていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>実際は、所属長承認が必要である旨を明示し、注意喚起を図った。</p> <p>指導のあった備品購入契約に係る検査事務の基本事項について周知した。今後は、各案件について会計員、出納員、所属長等複数人によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>農政部 機関名 農業経営課</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>USBメモリを庁舎内で使用する際に、「USBメモリその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載すべきところを、「USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得て貸与を受けていた。</p> <p>所内会議において、庁舎内での利用には「USBメモリその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載し所属長の許可を得ること、また庁舎外へ持ち出す際には「USBメモリその他の外部記録媒体の貸与記録簿」と「USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」の双方に記載し所属長の許可を得るよう周知徹底を図った。</p>
<p>農政部 機関名 農業経営課</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>USBメモリを庁舎外へ持ち出す際は、必ず「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」及び「USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長等の許可を得るよう職員全員へISリーダークラから注意喚起し、改めて記録簿の適正な記入方法を記載して運用するように周知した。</p> <p>さらに、ISリーダークラ研修資料を用いて全職員へ研修資料として活用して周知の徹底を図った。</p> <p>また、7月係長会議の議題として管理調整監より各係長へ監査の順末と今後の対応について係員へ周知する旨の指示を行った。</p> <p>今後は、ISリーダークラと情報セキュリティ取扱責任者がUSBメモリを管理し、持ち出しをする旨の申請があったときに上記</p>

<p>畜産課</p>	<p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたため、今後は適正に処理されたい。</p> <p>2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該不適正な事項は、課内職員が「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」(以下、「許可記録簿」という。))及び「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」(以下、「貸与記録簿」という。))をどのような場合に記録し、管理しているかについて十分な理解が不足していたことが原因で発生した。</p> <p>そのため、情報セキュリティリーダー(以下、「ISリーダークラ」という。))が改めて課内全職員に対して「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」第6条に基づく「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理方法を説明する」とともに、具体例を交えて「許可記録簿」及び「貸与記録簿」による管理対象の違いを示し、今後は適正に記録するよう指導した。また、USBメモリ等の許可、貸与条件が発生の都度、ISリーダークラによる記録簿確認を行い、記録簿がないか等の管理状況を確認することとした。</p> <p>併せて、管理調整監を講師として課内全職員に対して職場研修を実施し、その中で情報セキュリティの重要性や情報資産の管理についても周知徹底した。</p>
<p>農地整備課</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>USBメモリを庁舎外へ持ち出す際は、必ず「USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得るよう職員全員へメール送信し注意喚起した。更に、職場研修を開催し、周知の徹底を図った。</p> <p>また、職員からUSBメモリの貸与申請があった際、ISリーダークラが当該職員に庁舎外へ持ち出すかどうか確認し、持ち出すというのであれば上記申請・許可記録簿に記載することとした。</p>
<p>岐阜県農林事務所</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得</p>	<p>USBメモリの貸与を受ける際には、必ず「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」により所属長の許可を得</p>



	<p>ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>るよう、また、持ち出し場合は、「USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」により所属長の許可を得るよう、ISリーダから職員全員へメール送信し注意喚起した。</p> <p>更に、所内会議で周知を図るとともに、情報セキュリティ研修を開催し周知の徹底を図った。</p> <p>また、USBメモリは情報セキュリティ取扱管理者が管理し、職員から貸与申請があった際には、上記貸与記録簿を確認するとともに、庁舎外へ持ち出すかを確認のうえ、また、庁舎外に持ち出し場合は上記申請・許可記録簿により所属長の許可を得たか確認してから、USBメモリを貸与することとした。</p>
<p>西濃農林事務所</p>	<p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものがあった。</p> <p>2 1年間使用するとして貸与を受けた職員が、更に他の職員に貸与していた。</p> <p>なお、平成27年11月1日付で「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」の一部改正があったので、改正内容について別途所内課長会議で周知するとともに、適切な運用となるよう管理調整係でチェックする体制を敷いた。</p> <p>岐阜県会計規則第208条の事故報告を怠っていたものであり、平成27年9月8日付け西農林第1120号にて、知事及び会計管理者に報告を行った。</p> <p>今後は、会計例規の遵守を徹底するとともに、管理調整係全員で情報共有した上で、複数者での確認を行うよう、再発防止の徹</p>
<p>中濃農林事務所</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>予備監査における指摘後、ただちに全職員に対し口頭にて「USBメモリ等の外部記録媒体を貸与する際には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載し、さらに庁舎外に持ち出す場合は「USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ること。」を周知するとともに、その後の全職員を対象とした職場研修においても同じ内容を周知徹底した。</p> <p>また、職員からUSBメモリの貸与申請があった際は、ISリーダが当該職員に庁舎外へ持ち出すかどうか確認し、持ち出す場合は上記申請・許可記録簿に記載するよう指導することとした。</p>
<p>飛騨農林事務所</p>	<p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。</p> <p>2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。</p> <p>その後、「要領」の一部改正（平成27年11月1日付）を受け、所内全職員向けに「外部記録媒体の使用に係る注意点」を作成し、課長会議を通じて所属のUSBメモリの使用・外部からのUSBメモリの持ち込み・パソコンの持ち出し・デジタルカメラ等の適正使用について周知したほか、今後も引き続き所内会議、課長会議等の機会をとらえ、適正な情報管理について徹底を図る。</p>
<p>中山間農業研究</p>	<p>不用品の销毁に係る契約事務において、不用品を先払う際には、岐阜県会計規則</p>



<p>国際調査フカデミー</p> <p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 職員がUSBメモリを利用しようとする場合は、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載し、所属長等の許可を受けなければならないが、それがなされていないものがあつた。</p> <p>2 職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出す場合は、「パソコン等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」(以下「許可記録簿」という。)に記載して所属長の許可を受けなければならないが、許可記録簿に記載がなかった、又は記載</p>	<p>第11条第4項(予定価格の決定)及び同規程取扱要領第11条関係4の規定に基づき手続が適正に行われていることを、出納員及び会計員が中間書類の確認審査を行うようチェック体制を強化した。</p> <p>なお、平成27年度においては1件不用品の売却があるが、決裁書による売却予定価格の決定後、議定決裁書を作成し処理した。</p> <p>USBメモリ及びその他の外部記録媒体を庁舎外へ持ち出す場合には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」及び「USBメモリ等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」の双方へ記載し、所属長の許可を得なければならないことを職員会議において周知した。</p> <p>また、職員からUSBメモリの貸与申請があつた際には、まずISリーダが当該職員に庁舎外へ持ち出さどうかを確認し、持ち出す場合は上記貸与記録簿への記載とともに、持込/持込許可記録簿にも記載するよう指導したうえで所属長の許可を得る体制とした。</p> <p>なお、平成27年11月1日付付で「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」の一部改正があつたので、改正内容について別途職員会議で周知した。</p> <p>USBメモリの管理事務については、次のとおり適正な処理を行うよう改善を図つた。</p> <p>1 職員がUSBメモリを利用しようとする場合は、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載し、所属長等の許可を受けるよう全教職員に周知徹底を図つた。</p> <p>2 職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出す場合は、「USBメモリ等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載し、所属長の許可を受けるよう全教職員に周知徹底を図つた。</p> <p>3 USBメモリの保管は、地蔵の</p>	<p>第11条第4項(予定価格の決定)及び同規程取扱要領第11条関係4の規定に基づき手続が適正に行われていることを、出納員及び会計員が中間書類の確認審査を行うようチェック体制を強化した。</p> <p>なお、平成27年度においては1件不用品の売却があるが、決裁書による売却予定価格の決定後、議定決裁書を作成し処理した。</p> <p>USBメモリ及びその他の外部記録媒体を庁舎外へ持ち出す場合には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」及び「USBメモリ等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」の双方へ記載し、所属長の許可を得なければならないことを職員会議において周知した。</p> <p>また、職員からUSBメモリの貸与申請があつた際には、まずISリーダが当該職員に庁舎外へ持ち出さどうかを確認し、持ち出す場合は上記貸与記録簿への記載とともに、持込/持込許可記録簿にも記載するよう指導したうえで所属長の許可を得る体制とした。</p> <p>なお、平成27年11月1日付付で「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」の一部改正があつたので、改正内容について別途職員会議で周知した。</p> <p>USBメモリの管理事務については、次のとおり適正な処理を行うよう改善を図つた。</p> <p>1 職員がUSBメモリを利用しようとする場合は、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載し、所属長等の許可を受けるよう全教職員に周知徹底を図つた。</p> <p>2 職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出す場合は、「USBメモリ等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載し、所属長の許可を受けるよう全教職員に周知徹底を図つた。</p> <p>3 USBメモリの保管は、地蔵の</p>	<p>所</p> <p>事前決裁書で予定価格を定めなければならないが、事前決裁書を作成しておらず、予定価格を定めずまま売却していたので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>中央家畜保健衛生所</p> <p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 パソコン等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。</p> <p>2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。</p>	<p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 「パソコン等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。</p> <p>2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。</p> <p>USBメモリ及びその他の外部記録媒体を庁舎外へ持ち出す場合には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」及び「USBメモリ等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」の双方へ記載し、所属長の許可を得なければならないことを職員会議において周知した。</p> <p>また、職員からUSBメモリの貸与申請があつた際には、まずISリーダが当該職員に庁舎外へ持ち出さどうかを確認し、持ち出すことであれは上記貸与記録簿への記載に加え、持込/持込許可記録簿にも記載するよう指導したうえで所属長の許可を得る体制とした。</p> <p>なお、平成27年11月1日付付で「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」の一部改正があつたので、改正内容について別途職員会議で周知した。</p> <p>予備監査における指導後、直ちに所属全職員に対し口頭で所属のUSBメモリ等外部記録媒体を借り受け使用する際には、必ず「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載し、さらに庁舎外へ持ち出す場合は「USBメモリ等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」にも記載して所属長等の許可を得ることを徹底するとともに、その後の全職員を対象とした職場研修においても同じ内容を重ねて徹底した。</p>	<p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 「パソコン等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。</p> <p>2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。</p> <p>USBメモリ及びその他の外部記録媒体を庁舎外へ持ち出す場合には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」及び「USBメモリ等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」の双方へ記載し、所属長の許可を得なければならないことを職員会議において周知した。</p> <p>また、職員からUSBメモリの貸与申請があつた際には、まずISリーダが当該職員に庁舎外へ持ち出さどうかを確認し、持ち出すことであれは上記貸与記録簿への記載に加え、持込/持込許可記録簿にも記載するよう指導したうえで所属長の許可を得る体制とした。</p> <p>なお、平成27年11月1日付付で「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」の一部改正があつたので、改正内容について別途職員会議で周知した。</p> <p>予備監査における指導後、直ちに所属全職員に対し口頭で所属のUSBメモリ等外部記録媒体を借り受け使用する際には、必ず「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載し、さらに庁舎外へ持ち出す場合は「USBメモリ等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」にも記載して所属長等の許可を得ることを徹底するとともに、その後の全職員を対象とした職場研修においても同じ内容を重ねて徹底した。</p>	<p>中央家畜保健衛生所</p> <p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 パソコン等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。</p> <p>2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持込/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。</p>

<p>東濃家具保健衛生所</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>なお、職員がUSBメモリの貸与申請を行う際には、ISリーダが当該職員に庁舎外へ持ち出すかどうか確認し、持ち出す場合には上記の申請・許可記録簿にも記載するよう指導することとした。</p> <p>また、平成27年11月1日付けで「外部記録媒体の管理及び採用に関する要領」の一部改正が行われたので、改正の内容について別途職員会議で周知した。</p>
<p>飛騨家具保健衛生所</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>職員会議にて、今回の指導事項を全員に周知し、USBメモリ持ち出しの際には適正な処理を徹底するよう指導した。今後はUSBメモリを金庫で管理し、「USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載、所属長許可を得た後にしか庁舎外へ持ち出すことができないう体制にする。</p> <p>なお、平成27年11月1日付けで「外部記録媒体の管理及び採用に関する要領」の一部改正があったので、改正内容についても別途職員会議で周知した。</p>

<p>県土整備部</p>	
<p>機関名</p>	<p>監査結果</p>
<p>河川課</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>岐阜土木事務所</p>	<p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。</li> <li>「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。</li> </ol>
<p>岐阜土木事務所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として29,538円の費用負担が発生し、また、修繕費248,074円（うち相手方負担分223,206円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>
<p>岐阜土木事務所</p>	<p>交通事故防止を徹底するため、事故発生の日にはメールで全職員に対し「交通安全」 「安全運転の励行」について周知を図った。</p> <p>また、事故を起こした職員に対しては、担当課長から安全運転の励行と公金への意識をしっかりと持つようことを指導した。今後も、毎週日曜日に行っている課長会</p>

美濃土木事務所	<p>主要地方道美濃河一線の道路拡幅工事に おいて、平成26年12月の工事完了後、供用 開始の公示を行っていないにもかかわらず、 一般車両等の通行を認めていた（平成27年 6月末現在）ので、速やかに措置すること もに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>議、毎日各県で行っている朝礼の中で「交 通安全」「安全運転の励行」を周知し、交 通事故防止に努める。</p> <p>供用開始の公示を行っていないが、供用 開始の公示を進め、平成28年2月5日に供 用開始の公示を行った。</p> <p>今後は、完了する工区ごとに供用開始が 図れるよう、工事工程の進捗状況等の把握 に努め、供用開始手続きの遅延を防ぐこと とした。</p>
可茂土木事務所	<p>USBメモリの管理事務において、次の 不適正な事項が認められたので、今後は適 正に処理されたい。</p> <p>1 「USBメモリ及びその他の外部記録 媒体の貸与記録簿」によりUSBメモリ の貸与を受けた職員が、更に他の職員に 貸与していた。</p> <p>2 転貸を受けた職員は「パソコン等の持 出/持込・使用に関する申請・許可記録 簿」に記載して所属長の許可を得ていた が、「USBメモリ及びその他の外部記 録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長 等の許可を得ることなく庁舎外へ持ち出 していた。</p>	<p>10月27日に行った課長会議において、U SBメモリの貸与にあたっては、使用する 職員が「USBメモリ及びその他の外部記 録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の 許可を受けることを徹底した。</p> <p>さらに、USBメモリを庁舎外へ持ち出 す場合は、「USBメモリ及びその他の外 部記録媒体の貸与記録簿」に加え、「US Bメモリ等の持出/持込・使用に関する申 請・許可記録簿」にそれぞれ記載の上、所 属長の許可を得ることを徹底した。</p>
恵那土木事務所	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕 料18,468円が支払われていたことで、職員の 交通事故防止について一層の徹底を図られ たい。</p>	<p>安全運転管理者から本人に対し、安全運 転・安全確認の徹底について注意喚起を促 したほか、所属職員に対し毎朝の朝礼や毎 週開催する課長会議の度に、交通法規の遵 守、安全運転の励行、交通事故防止につい て一層の周知徹底を図る。</p> <p>指定区間における道路維持修繕の業務に おいては検査合格整備員の配置が必要であ る旨、委託業者へ指導を行ったほか、業務 完了報告書に配置された検査合格整備員が わかるよう資料を添付させることとした。</p>

下呂土木事務所	<p>後には適正に処理されたい。</p> <p>USBメモリの管理事務において、「U SBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸 与記録簿」によりUSBメモリの貸与を受 けている職員が、更に他の職員に貸与して いたので、今後は適正に処理されたい。な お、このような事態が生じていたのは、同 記録簿の利用目的欄に「多目的業務用（貸 出用）」と記載し、利用内容が不明確であ るにもかかわらず、所属長の許可を得てい たことに原因があると考えられるので、所 属の情報管理について、より一層徹底され たい。</p>	<p>「外部記録媒体の管理及び利用に関する 要領（以下「要領」という。）」に基づき、 平成27年9月から、「USBメモリ及びそ の他の外部記録媒体の貸与記録簿」の利用 目的欄にUSBメモリの利用目的を明確に 記載し、直接の利用者名を記載して所属長 の許可を得ることとし、USBメモリを貸 出す際に所属員へ周知した。</p> <p>今後は、所属の情報管理の徹底を主眼に おき、所属長、情報セキュリティ取扱管理 者及びISリマターが中心となって要領に 沿ったUSBメモリの管理を適正に行う。</p>	
機関名	水道企業課	<p>監査結果</p> <p>県の水道事業に供する固定資産について は、国有資産等所在市町村交付金法（以下 「法」という。）に基づき、固定資産が所 在する市町村に対し、固定資産税に代わる ものとして国有資産等所在市町村交付金（以 下「交付金」という。）を県が交付してい る。</p> <p>交付金として交付すべき金額は、法によ り固定資産の価額に100分の1.4を乗じて得 た額とされており、固定資産の価額は、原 則として公有財産台帳の価額（以下「台帳 価額」という。）とされている。しかし、 その台帳価額が、所在市町村に照会して得 た近傍類似地の固定資産税評価額（以下「評 価額」という。）と著しく異なる場合は、 評価額を固定資産の価額とすることとされ ている。</p> <p>平成5年度に取得した水質試験機に係る 平成26年度の交付金事務を確認したところ、 法に基づき比較検討をしないまま、所在市 町村に対し固定資産の価額として評価額を 通知していたので、今後は適正に処理され たい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>今後は、固定資産台帳を「地方公共団体 がその所有する財産について備える台帳」 として取扱い、市町村へ通知する固定資産の 価額は、原則としてその台帳価額とし、台 帳価額が評価額と比較して著しく異なる場 合は、評価額を固定資産の価額とするよう 改める。</p>
都市公園課	<p>USBメモリの管理事務において、「パ ソコン等の持出/持込・使用に関する申請・</p>	<p>USBメモリ等記録媒体を外部へ持ち出 す際は、「USBメモリ等の持出/持込・</p>	

許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。	使用に関する申請・許可記録簿」及び「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」の双方に記載し、所属長の許可を得ることに遺漏がないよう職員全員に周知徹底を行った。また、管理調整係が記録簿を管理し、貸し出しには管理調整係への連絡が必要となる体制とした。	不用決定前に貸与物品を破棄した旨の報告を受け、直ちに物品貸与先へ再発防止策の報告を求め、現物実査以外の定期的な所在等の状況確認の方法、使用に要しなくなった物品の保管方法及び物品の廃棄等の処分に係る一定のルールを定める旨の報告を受けた。 物品貸与先が平成26年12月に実施した2回目の現物実査において、貸与物品一覧表との不整合がないことを確認した。 また、使用に要しなくなった貸与物品は、施設できる倉庫等に供用物品と区別して保管され、当事務所が不用決定を行った後に廃棄処分が行われていることを確認した。 なお、廃棄処分の際には、誤廃棄を防止するため当事務所職員が複数人立ち会い、廃棄対象物品の確認を行った。 今後は、再発防止策の実施状況を適宜確認し、貸与物品の適正な管理に際する指導を徹底する。
物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。	不用決定前に貸与物品を破棄した旨の報告を受け、直ちに物品貸与先へ再発防止策の報告を求め、現物実査以外の定期的な所在等の状況確認の方法、使用に要しなくなった物品の保管方法及び物品の廃棄等の処分に係る一定のルールを定める旨の報告を受けた。 物品貸与先が平成26年12月に実施した2回目の現物実査において、貸与物品一覧表との不整合がないことを確認した。 また、使用に要しなくなった貸与物品は、施設できる倉庫等に供用物品と区別して保管され、当事務所が不用決定を行った後に廃棄処分が行われていることを確認した。 なお、廃棄処分の際には、誤廃棄を防止するため当事務所職員が複数人立ち会い、廃棄対象物品の確認を行った。 今後は、再発防止策の実施状況を適宜確認し、貸与物品の適正な管理に際する指導を徹底する。	不用決定前に貸与物品を破棄した旨の報告を受け、直ちに物品貸与先へ再発防止策の報告を求め、現物実査以外の定期的な所在等の状況確認の方法、使用に要しなくなった物品の保管方法及び物品の廃棄等の処分に係る一定のルールを定める旨の報告を受けた。 物品貸与先が平成26年12月に実施した2回目の現物実査において、貸与物品一覧表との不整合がないことを確認した。 また、使用に要しなくなった貸与物品は、施設できる倉庫等に供用物品と区別して保管され、当事務所が不用決定を行った後に廃棄処分が行われていることを確認した。 なお、廃棄処分の際には、誤廃棄を防止するため当事務所職員が複数人立ち会い、廃棄対象物品の確認を行った。 今後は、再発防止策の実施状況を適宜確認し、貸与物品の適正な管理に際する指導を徹底する。
岐阜・西濃建築事務所 開発行為等適合証明交付手数料に係る収入証紙消印高報告において、実際の消印高とは異なる金額を報告していたので、今後は適正に処理されたい。	収入証紙の消印高報告事務において、過剰分の消印高報告がされていたもの1件あった。 再発防止策として、日計表及び月報の様式を見直し、過剰消印があった場合は、別に過剰消印付記録簿を作成して、上司はこれをチェックするとともに事後処理の確認を行うこととした。 また、消印高報告について、管理調整係（土木事務所兼務）を含めた複数の職員による確認を行うようチェック体制を強化した。	収入証紙の消印高報告事務において、過剰分の消印高報告がされていたもの1件あった。 再発防止策として、日計表及び月報の様式を見直し、過剰消印があった場合は、別に過剰消印付記録簿を作成して、上司はこれをチェックするとともに事後処理の確認を行うこととした。 また、消印高報告について、管理調整係（土木事務所兼務）を含めた複数の職員による確認を行うようチェック体制を強化した。

県事務所		機関名	監査結果	講じた措置
東濃県事務所	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。	職場研修において、外部記録媒体の適正管理について周知徹底を図った。 今後は、情報セキュリティ取扱管理者のもと、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領に基づき適正な管理の徹底に努める。		
恵那県事務所	物品の貸付事務において、貸付先から借受書を徴していないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導を受けた事項について、岐阜県会計規則第98条第3項に基づき平成27年10月8日に処理を完了した。なお、当該物品以外についても洗い出しを行い、該当事例がないことを確認した。 併せて物品の貸付事務の取り扱いについて所内職員に周知徹底するとともに、新たに管理簿を作成し、処理簿がないよう事務処理体制の見直しを行った。		
飛騨県事務所	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。	USBメモリを飛騨総合庁舎外で使用する場合は、これまで記入していた「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿（以下「様式2」という）」に加え、「USBメモリ等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿（以下「様式3」という）」にも記入するよう、職員に周知した。 また、平成27年11月1日からは「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」が一部改正され、庁舎外への持出許可や外部からの持込許可も貸与記録簿で一括処理できるよう様式2が改訂（様式3は廃止）されたため、新様式2に記入するよう、職員に周知した。 今後もUSBメモリ及びその他の外部記録媒体については、同要領等に基づき適正に取り扱う。		
教育委員会	USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」	講じた措置 USBメモリ等外部記録媒体の適正な管理及び利用について、課内会議において、周知徹底した。 また、教務室ごとに保管・管理していた外部記録媒体を一元管理することとし、情報セキュリティ取扱管理者（管理調整係）のもと、適切に管理できるよう体制の強化		
教育研修課	USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」	講じた措置 USBメモリ等外部記録媒体の適正な管理及び利用について、課内会議において、周知徹底した。 また、教務室ごとに保管・管理していた外部記録媒体を一元管理することとし、情報セキュリティ取扱管理者（管理調整係）のもと、適切に管理できるよう体制の強化		



<p>可茂教育事務所</p>	<p>に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。</p>	<p>監査後直ちに、貸与許可が必要なことを職場研修にて周知した。また、平成27年11月1日付けで「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」の改正があったため、改正に伴う「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」の整備を行うとともに、USBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出す際は、同記録簿に記載し、情報をキュリテイ取扱管理者の許可を得ることを職員へ周知徹底した。 今後は、同記録簿記入前に管理調整係への確認を義務付け、チェック体制の強化を図ることにより、再発防止に努める。</p>
<p>飛騨教育事務所</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成27年11月1日付けで「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」の改正があったため、改正に伴う「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」の整備を行うとともに、USBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出す際は、同記録簿に記載し、情報をキュリテイ取扱管理者の許可を得ることを全職員に周知徹底した。 今後は、外部記録媒体の貸与の都度、管理調整係にて確認することとし、同要領に沿った適正な管理に努める。</p>
<p>博物館</p>	<p>物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 岐阜県博物館資料取扱要項では、受け入れた資料のうち、登録資料として保管する場合は、博物館データベースシステムに登録することと、岐阜県総合財務</p>	<p>1 指導を受けた物品について、平成27年6月30日に博物館データベースシステム及び岐阜県総合財務会計システムの登録を完了し、全て突合せした。 今後は、岐阜県総合財務会計システムの登録を行う会計員と、博物館データベースの登録を行う学芸員との連絡調整が</p>
<p>岐阜城北高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>十分に図られるよう、学芸員が作成する博物館データベースの登録等に係る調書の様式で岐阜県総合財務会計システムの登録等に係る調書に基づき変更し、会計員欄を設け、必ず確認するようチェック体制を強化し、岐阜県総合財務会計システムへの登録漏れがないよう徹底する。 2 対象物品について、平成27年9月29日付けで物品処分等調書を作成し、物品一覧表から削除した。 今後は、廃棄する物品の確認に当たっては、会計員及び出納員による、複数人によるチェックを徹底し、手帳・遺漏のないよう、岐阜県会計規則及び同取扱要領を遵守し、適正な物品管理事務の実施に努める。</p>
<p>岐阜城北高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモ리를貸与して庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成27年11月1日付けで「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」の改正があったため、改正に伴う「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」の整備を行うとともに、USBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出す際は、同記録簿に記載し、情報をキュリテイ取扱管理者の許可を得ることを職員に周知徹底した。 今後は、現に必要なUSBメモリの数を見直すとともに、持ち出しの都度、教頭が確認することとし、同要領に沿った適正な管理に努める。</p>



<p>岐阜商業高等学校</p>	<p>～持ち出していたので、今後は適正に処理された。～</p>	<p>修繕料等の支出事務において、プリンタ(平成21年12月取得、取得価格45,570円)の不具合を解消するため、平成26年7月に38,880円を授業費から、同年11月に68,104円を修繕料から支出していた。この結果、プリンタの不具合解消のために取得価格の2倍以上の費用が支出されており、修繕ではなく同程度のプリンタを新規に調達するなど、より安価な費用で目的が達成された可能性が認められた。予算の執行に当たっては修繕の必要性や費用対効果について十分検討するなど、今後は適正に処理された。</p>	<p>物品の不具合が生じた場合は、取得価格及び修繕で要する費用を確認し、修繕の必要性や費用対効果について会計員及び出納員の複数人で検討することとした。今後は、費用を十分に勘案して、適正な予算執行に努める。</p>
<p>岐阜商業高等学校</p>	<p>物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理された。</p>	<p>物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されていたものがあつた。加えて、物品処分等調書が作成されておらず、物品の出納手続も行われていなかった。今後は、速やかに対処することとし、今後は適正に処理された。</p>	<p>指導事項については、平成27年11月25日付けで物品処分等調書を作成し、物品一覧表から削除した。今後は、物品の廃棄手続に当たっては、岐阜県会計規則及び取扱要領を遵守することとし、会計員及び出納員等、複数人によるチェックを徹底し、適正な処理に努める。</p>
<p>岐阜工業高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の特出/特入・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理された。</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の特出/特入・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。</p>	<p>職員会議において、指導事項及び「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領(平成27年11月1日付け改正)」を周知徹底した。今後も随時、情報セキュリティ取扱管理者(教頭)から全職員に対し、外部記録媒体の取扱について周知及び注意喚起を行うこととする。また、外部記録媒体の貸与の都度、情報セキュリティリーダーにて確認することとし、同要領に沿った適正な管理に努める。</p>
<p>岐阜農林高等学校</p>	<p>成金の処分事務において、売却等による収入の可能性について検討することなく廃棄処分としていたため、今後は適正に処理された。</p>	<p>成金の処分に当たっては、強引な可能性についての調査・検討を実施して、その検討結果を書面により明確にする。また、処分理由や処分業者の選定についても書面により明確にしたうえで生産物処分調書により処分決定を行い、適正な会計事務処理に努める。</p>	<p>職員会議において、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を改めて職員に周知し、外部記録媒体を庁舎外へ持ち出す際の手続等を改めて徹底した。今後は、会計員が物品検査時に併せて管理台帳へ記載することとし、外部記録媒体の持ち出しの都度、情報セキュリティリーダーにて確認することとし、同要領に沿った適正な管理に努める。</p>
<p>羽島高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理された。</p>	<p>現金収入事務において、不用古紙の売却代金を現金で受領する際、交付すべき現金(証券)領収証書を交付していなかったため、今後は適正に処理された。</p>	<p>現金を収納する場合の事務の流れについて、出納員及び会計員で、会計事務の手引きにより再確認した。今後は、収入事務において、会計員及び出納員の複数人により、必要書類等のチェックを行い、適正な会計事務に努める。</p>

<p>大垣商業高等学 校</p>	<p>物品の管理事務において、平成26年度の 現物実査で現物と物品一覧表との突合がで きたい。物品が172件(取得価格計6,839,944円) あったので、原因を究明し速やかに措置す るとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>場合や校外へ持ち出して使用する場合、 新様式の「USBメモリ及びその他の外部 記録媒体使用記録簿」により、情報セキュ リティ取扱管理者の許可を得たうえで、適 正に使用しよう、職員に対して周知徹底 した。 今後は、外部記録媒体の持ち出しの都度、 情報セキュリティリーダーにて確認するこ ととし、同要領に沿った適正な管理に努 める。</p>
<p>郡上北高等学校</p>	<p>物品の管理事務において、平成26年11月 に購入した情報機器一式(生体用パソコン 40台他)の取得価格を8,888,400円として物 品登録すべきところ、工事費939,600円 を含めた9,828,000円で物品登録していたの で、速やかに措置するとともに、今後は適 正に処理されたい。</p>	<p>適正な物品管理及び現物実査の具体的な 実施方法について全職員に対して研修を行 い、平成27年度の現物実査を平成28年2月 末まで延長し、全職員体制で実施した。そ の結果、60件(取得金額5,710,409円)は現 物を確認し、3件(取得金額182,348円)は 廃棄による登録済法漏れであった。残る9 件に平成26年度の現物実査での確認限り1 件(取得金額100,927円)を加えた10件(取 得金額1,048,114円)は突合ができなかった ため、亡失として処理し、岐阜県会計規則 第203条に基づき事故報告を行った。 今後は、全職員が物品管理の認識を深め るための研修を定期的に実施するとともに、 所在場所ごとの管理担当者を本校独自に定 め、写真付き台帳を作成し、所在別備品管 理リストを所在場所に配置するなどにより、 適正な物品管理に努める。</p>
<p>瑞浪高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、次の 不適正な事項が認められたので、今後は適 正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出/特込・使用に関 する申請・許可記録簿」に記載して所属 長の許可を得ていたが、「USBメモリ</p>	<p>平成27年10月7日に適正な取得価格に修 正登録した。 今後は、担当会計員が取得価格を十分に 確認して登録を行うとともに、会計員及び 出納員の複数人によるチェック体制を強化 し、再発防止に努める。</p>
<p>郡上高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、複数 のUSBメモリを1年間職員に貸与し、そ の職員が更には他の職員に貸与するなど、異 が定める「外部記録媒体の管理及び利用に 関する要領」と相違が異なっており、か つ、所属としての情報管理体制に課題があ るので、速やかに措置するとともに、今後 は適正に処理されたい。</p>	<p>今後は、外部記録媒体の取扱いに対する 意識を高め、「外部記録媒体の管理及び利 用に関する要領」に沿った適正な管理に努 める。</p>
<p>間高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、次の 不適正な事項が認められたので、今後は適 正に処理されたい。 1 職員がUSBメモリを利用しようとする 場合は、「USBメモリ及びその他の 外部記録媒体の貸与記録簿」に記載し、 所属長等の許可を受けなければならない が、それがなされていた。 2 職員がUSBメモリを行舎外へ持ち出 す場合は、「パソコン等の持出/特込・ 使用に関する申請・許可記録簿」に記載 して所属長の許可を受けなければならない が、所属長以外の者が許可をしていた。</p>	<p>平成27年11月1日付けで「外部記録媒体 の管理及び利用に関する要領」の改正があ ったため、改正に伴う「USBメモリ及び その他の外部記録媒体使用記録簿」の整備 を行うとともに、職員会議において改正後 の運用について周知を図った。また、今後 の手続の徹底の解消を図るため、同記録簿フ ォイルの表紙に注意事項を明記した。 今後は、外部記録媒体の貸与の都度、情 報セキュリティ管理者に加えて情報セキュ リティリーダーにおいても確認することと し、同要領に沿った適正な管理に努める。</p>
<p>瑞浪高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、異が 定める「外部記録媒体の管理及び利用に 関する要領」によらず、独自に作成した「U SBメモリ使用記録簿」により管理してい た結果、所属長等の許可を得ることなく、 職員がUSBメモリの貸与を受けていたの で、速やかに措置するとともに、今後は適 正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、独自に作成した「U SBメモリ使用記録簿」を廃止し、異が定 める「外部記録媒体の管理及び利用に関 する要領」に基づく台帳を作成した。また、 USBメモリの貸与を受ける際に所属長の 許可を得るよう職員会議にて周知した。 今後は、USBメモリを保管・管理する 職員がUSBメモリを利用する職員に対し、 その利用目的、場所等の確認を徹底し、</p>

<p>恵那農業高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 「パソコン等の持出・持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載していたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものがあった。</p> <p>2 職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出す場合は、「パソコン等の持出・持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を受けなければならぬが、所属長以外の者が許可をしていた。</p>	<p>学校外へ持ち出す場合は所属長の許可を得てから貸与する。</p> <p>平成27年11月1日付で「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」の改正があったため、改正に伴う「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」の整備を行うとともに、USBメモリを庁舎外へ持ち出す際は、同記録簿に記載し、情報セキュリティ対策管理者の許可を得ることを職員会議で周知徹底した。</p> <p>今後は、持ち出しの都度、情報セキュリティリーダーにて確認することとし、同要領に沿った適正な管理に努める。</p>
<p>中津高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出・持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成27年11月1日付で「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」の改正があったため、改正に伴う「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」を整備するとともに、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出す場合は同記録簿に必要な事項を記載し、情報セキュリティ対策管理者の許可を受けなければならぬことを職員会議において周知徹底を図った。</p> <p>今後もUSBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報漏えい等の防止のため岐阜県情報セキュリティポリシーを遵守し、適正な管理事務に努める。</p>
<p>坂下高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出・持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>監査終了後すぐに、USBメモリを庁舎外へ持ち出す際は「パソコン等の持出・持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を受けるよう、職員会議で周知徹底した。</p> <p>また、平成27年11月1日に「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」が改正されたため、改正に伴う「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」の整備を行うとともに、このことを職員に周知し</p>
<p>益田清風高等学校</p>	<p>物品の管理事務において、平成26年度の物理実査で物理と物品一覧表との突合ができない物品が1件(取得価額115,500円)あったので、原因を究明し速やかな措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後は、外部記録媒体の持ち出しの都度、情報セキュリティリーダーにて確認することとし、同要領に沿った適正な管理に努める。</p> <p>平成27年度に行なった物理実査においても発見に至らなかったため、平成27年10月7日付けで物品処分等調書を作成し、亡失として処理した。</p> <p>職員会議において、全職員に対して物品管理の重要性を周知し、物品管理責任の意識向上を図った。</p> <p>平成27年度からは、使用主任者立会いのうえ物理実査を行い、使用主任者の管理責任を明確にするともに、物品を所定の場所から持ち出しで使用する場合は、使用者が所定の場所へ返還することを徹底し、使用主任者と使用者が連携をとって物品管理を行うこととした。</p> <p>今後は、写真付きの台帳の作成を進め、適正な管理に努める。</p>
<p>飛騨高山高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」によりUSBメモリの貸与を受けた職員が、更に他の職員に貸与していた。</p> <p>2 転貸を受けた職員は「パソコン等の持出・持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく庁舎外へ持ち出していた。</p>	<p>平成27年11月1日付で「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」の改正があったため、改正に伴う「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」の整備を行うとともに、USBメモリの貸与を受ける際及び庁舎外へ持ち出す際は、使用する職員本人が同記録簿に記載し、情報セキュリティ対策管理者の許可を得たうえで適正に使用するよう、職員会議で周知徹底した。</p> <p>今後は、貸与及び持ち出しの都度、情報セキュリティリーダー又は情報管理担当教諭にて確認することとし、同要領に沿った適正な管理に努める。</p>
<p>高山工業高等学校</p>	<p>高等学校授業料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 年度途中に就学支援金の対象外となっていたにもかかわらず、事務処理を怠ったため、生徒1名の平成26年7月から9</p>	<p>高等学校授業料の収入事務について、会計事務に係る知識を深めるため、会計員及び出納員にて再確認を行った。</p> <p>今後は、以下の事項に留意し、適正な事務処理に努める。</p> <p>1 就学支援金の認定事務により対象者・</p>

<p>飛行機同高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>月分の授業料計29,700円について、約9か月の間、徴収手続を行っていないかった。2 上記の授業料について、平成26年10月以降に出力される帳票により収入未済であることを知り得たが、その精査を行わなかったため滞納であることを認識しておらず、督促状を発行していなかった。</p> <p>非対象者が決定した都度授業料システムに確実に反映させ、授業料徴収対象者と就学支援金対象者の合計が仕籍者数と合致することを確認する。</p> <p>2 岐阜県総合財務会計システムにより出力される帳票により収納状況を確認し、収入未済があった場合は、岐阜県会計規則に基づき選帯なく督促状を発行する。</p> <p>職員会議において、USBメモリ及びその他の外部記録媒体を利用する際は、その都度「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿(平成27年11月1日改正)」に記載して、情報セキュリティ取扱管理者の許可を受け、使用後は直ちに返却するよう周知徹底した。</p> <p>今後は、外部記録媒体の貸与の都度、情報セキュリティリーダーにて確認することとし、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」に沿った、適正な管理に努める。</p>
<p>華陽フロンティア高等学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、USBメモリの再利用を取りやめ、廃棄する場合は消去専用ソフトによる情報の消去や物理的破壊等により、情報を復元できないようにしたことを確認することとなっているが、それを行わずに廃棄していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>廃棄の際は、物理的破壊により情報復元が不可能となった状態を写真で記録するよう改めて職員間で確認した。</p> <p>今後は、USBメモリの貸出、返却ごとに、「USBメモリ管理台帳」、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」及び在庫の突き合わせを行うことに加え、月一度、USBメモリを含めた全ての記録媒体について関係の職員が関わって現物実査を行うこととした。また、USBメモリの貸与に当たっては、複数職員による管理を徹底する。</p>
<p>東濃フロンティア高等学校</p>	<p>岐阜県高等学校定例制・通信教育振興奨励補助金の支出事務において、交付決定時に支出単行金の整理が行われていたなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>岐阜県会計規則附表一(支出負担行為の整理区分表)を全ての会計職員で再確認し、支出負担行為として整理する時期について周知徹底を図った。</p> <p>今後は、「岐阜県高等学校定例制・通信教育振興奨励補助金の手引き」を確認しながら事務処理を進めるとともに、常に会計員及び出納員の複数人での確認を行うこととする。</p>
<p>岐阜希望が丘特</p>	<p>物品の処分事務において、不用品の手</p>	<p>別支援助学校</p> <p>給を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>付与で物品処分等調書を作成し、物品一覧表から削除した。</p> <p>岐阜県会計規則等の遵守徹底を図り、今後は、事務担当者、事務担当者以外の職員及び出納員が、処理手続に留意し、適正な物品管理事務の実施に努める。</p>
<p>海神特別支援学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>別支援助学校</p> <p>生産物の管理事務において、担当者は生産物を取得した場合、その都度、作業製品目別野帳に記載することとなっているが、それをまとめて記載していたものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>開特別支援学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>開特別支援学校</p> <p>生産物を取得した場合は、その都度、作業製品目別野帳に記載するよう、職員会議において周知徹底を図った。</p> <p>今後は、担当者は生産物を取得した都度、高専部主事に報告することとし、同野帳に記載する際は、同主事及び管理調整担当者による確認を受けるなど、複数人によるチェックを徹底する。</p>
<p>中濃特別支援学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>中濃特別支援学校</p> <p>USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>中濃特別支援学校</p>	<p>USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>中濃特別支援学校</p> <p>USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたので、今後は適正に処理されたい。</p>



東濃特別支援学校	作業製品の出納管理及び作業製品の売却収入にかかる現金管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	情報セキュリティリーダーにて確認することとし、同要領に沿った適正な管理に努める。
恵那特別支援学校	1 前年度からの繰越しがあるため、年度当初に作成すべき作業製品出納簿が作成されていなかった（平成27年5月26日現在）。 2 作業製品を売却等処分しようとするときは、あらかじめ作業製品処分調書により、売却等のための措置を校長が決まり、売却等の作業製品について、新たに作成された作業製品調書を作成したうえで校長へ引き継ぐこととなっている。しかし、売却後の作業製品分のみ作業製品処分調書を作成してため、売却済った作業製品について作成すべき作業製品処分調書が作成されていなかった。 3 出納員は現金を引き継いだ日に現金出納簿への記載をすべきところ、これがなされていなかった。	指導事項について、平成27年5月27日に前年度からの繰越し分に係る作業製品出納簿及び引継ぎ済った作業製品の作業製品処分調書を作成し、作業製品出納簿へ正しく記載したほか、現金出納簿への記載日誤りを修正した。 また、「岐阜県特別支援学校高等部職業教育実習会計事務取扱要領」を全職員に周知した。 今後は、複数人のチェックによる事務処理を徹底し、次のとおり再発防止に努める。 1 出納員及び担当教諭は、年度当初に前年度の作業製品出納簿を確認し、繰越しがある場合は現物と突き合わせ、担当教諭は作業製品出納簿を作成し、出納員が確認する。 2 売却済った作業製品がある場合は、現物を出納員が確認したうえで、担当教諭は作業製品引継書の作成及び作業製品出納簿へ記載し、出納員が確認する。 3 出納員が現金を引き継いだ場合は、その日のうちに現金出納簿へ記載を行い、会計員が確認する。
下呂特別支援学校	USBMメモリの管理事務において、「パソコン」等の持込・持込・使用に関する申請・許可記録簿に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBMメモリを庁舎外へ持ち出してしまったので、今後は適正に処理されたい。	監査後直ちに、持ち出し許可が必要であることを職員会議にて周知した。また、平成27年11月1日付で「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」の改正があったため、USBMメモリを校舎外へ持ち出す際は、USBMメモリ及びその他の外部記録媒体使用

飛騨特別支援学校	USBMメモリの管理事務において、「パソコン」等の持込・持込・使用に関する申請・許可記録簿に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBMメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBMメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまったので、今後は適正に処理されたい。	記録簿に記載し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることを職員へ周知徹底した。 今後は、外部記録媒体の持ち出しの都度、情報セキュリティリーダーまたは情報推進担当が確認することとし、同要領に沿った適正な管理に努める。
警務本部 機関名 自動車警ら隊	監査結果 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として11,681円の費用負担が発生し、修繕料111,628円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	講じた措置 事故発生当時、例会において事故当事者による反省点を踏まえた、事故体験の発表を行った。 全職員に対しては、例会において事故の概要及び賠償額等を説明するとともに、幹部職員による交通事故防止、同種事故の再発防止対策について具体的に指示した。 さらに、緊急走行教養、車両運転訓練及び激進者運転車両の停止措置訓練等を実施し、交通事故防止に努めている。
警備第二課	物品購入の契約事務において、岐阜県政再生プログラムの再発防止策の一環として、予定価格が一定額以上の案件については入札執行結果又は任意契約理由等をインターネットで公開することとされている。しかし、平成26年度に契約を締結した対象案件2件のうち1件がインターネットで公開されていなかった（平成27年8月4日現在）ので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導を受け平成27年8月24日にインターネットで公開した。 予定価格が一定額以上の案件については、インターネット登録日、確認日をチェックする契約情報一覧表を作成し、公開漏れがないようにした。
下呂警察署	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として30,145円の費用負担が発生し、また、修繕料79,051円（うち相手方負担	当該職員に対しては、次長及び直員の課長が交通事故の状況を聴取し、事故原因を究明するとともに、安全確認の必要性等に



(3) 監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

総務部	機関名	監査結果	講じた措置
	税務課	<p>55,337円)が支払われていたので、職員の間交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>ついて個別に指導を行った。</p> <p>また、全職員に対しては、次長が朝会時に当該事故の概要及び原因を説明し、交差点を通過する際の留意事項について指示手配し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>今後とも、朝会、例会時に県下他所の公用車事故事例等を交えながら教養を継続実施し、職員の交通事故防止に対する意識を向上させ、交通事故防止の徹底を図っていく。</p>
	税務課	<p>県は適正課税と早期完納徴収を遂行するため、毎年「県税事務運営方針」を定め、徴収確保に向けて必要な措置を講じている。このうち、早期完納徴収の一環として、滞納処分等の執行停止制度を適正に運用することで、財産調査等の対応を何も行わないまま、漫然と時効消滅させること(いわゆる「単独時効」)がないよう、適正な債権管理に取り組みとしている。</p> <p>平成26年度の不納欠損額を確認したところ、単独時効により消滅したものと、法人県民税(1件20,000円)、個人事業税(10件1469,477円)及び自動車税(84件計2,397,470円)が計上されていた。</p> <p>それぞれが個別の事情があることは理解できるものの、県が適正徴収する税目において、課税件数が多い自動車税以外でも単独時効が発生していたので、滞納処分のため滞納者の財産を調査した結果を債権管理に適切に反映させるよう必要な措置を講じられた。また、自動車税の単独時効について、その巨額に努力されているが、更なる縮減に引き続き取り組まれたい。</p>	<p>自動車税以外の税(法人県民税・個人事業税10件)において単独時効により消滅した件については、平成27年11月6日開催した県税課長会議において、対象となった事例を紹介し、全県税事務所担当課長に対して適正な事務が行われるよう指導した。</p> <p>また、該当する2県税事務所については10月6日、12月14日に税務事務指導を行い、個別に指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の各県税事務所の取組として、差押中の財産については毎年実施する滞納案件の一斉確認(棚卸)時に滞り財産管理簿と突合して財産の内容を点検するとともに、その進捗状況等を管理職員が担当職員にヒヤリングを行うことで確認することとし、併せて徴収職員が財産を適正に把握するための研修を各所属で行うよう通知した。</li> </ul> <p>また、平成28年度研修計画において、財産を適正に把握するための研修項目を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車税については、単独時効の撲滅のため鋭意努力しているところであるが、納税義務の承継に係る相続人調査を徹底し、必要に応じて承継手続又は執行停止措置の徹底を図ることを各県税事務所に指示した。</li> </ul>

情報企画課	USBメモリの管理事務において、複製の所属で外部記録媒体の管理及び利用に関する要領(以下「要領」という。)に定める許可を受けることなく職員がUSBメモリの貸与を受けるなど、不適正な事案が見受けられた。これにより、USBメモリの利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えいが発生する可能性があるため、要領を適正に運用するよう各所属に周知するとともに、情報セキュリティ監査の実施方法の見直しや監査結果の共有化を図るなど情報管理の強化に努めらばたい。	<p>1 様式の簡素化</p> <p>外部記録媒体の貸与外出時における申請、許可手続きを徹底に実施させるため、下記のとおり様子を簡素化し平成27年11月1日付けで要領を改正した。(従前)</p> <p>○2つの様式で申請、許可が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸与記録簿</li> <li>「貸出/特出申請・許可記録簿」</li> </ul> <p>(改正後)</p> <p>○1つの様式で対応が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「使用記録簿」</li> </ul> <p>2 情報セキュリティ監査等の見直し</p> <p>要領改正を踏まえ、外部記録媒体利用時における適正な申請、許可手続きを徹底するため、下記のとおりセキュリティ監査の見直し等を行った。</p> <p>(1) 情報セキュリティ監査の見直し</p> <p>①全所属への書面監査(平成28年3月実施)</p> <p>監査項目追加(11月以降「使用記録簿」で管理しているか)</p> <p>②特定所属への実地監査(平成28年2月実施)(12所属)</p> <p>監査項目追加(11月以降「使用記録簿」で管理しているか)</p> <p>(2) 情報セキュリティチェックでの対応(平成27年11月実施)</p> <p>設問追加(外部記録媒体利用時に申請、許可を行っているか)</p> <p>3 監査結果の共有と指導の徹底</p> <p>実地監査では外部記録媒体の未許可利用の指摘は無く、一定の効果はあったと考える。今後は情報セキュリティ取扱管理者やISリーダ者へのセキュリティ研修においても、監査結果の共有と外部記録媒体の適正な管理の徹底を指導する。(研修は毎年6～7月に実施)</p>
健康福祉部	児童福祉法(以下「法」という。)第	講じた措置
機関名	児童福祉法(以下「法」という。)第	講じた措置
子ども家庭課	児童福祉法(以下「法」という。)第	果が一時保護した児童の所持物について

<p>商工労働部</p>	<p>機関名 岐阜県</p>	<p>監査結果 岐阜産業会館は昭和45年に設置された施設であり、その建物と敷地は、県と岐阜市との共有となっていることから、県と市が共同設置した岐阜産業会館運営管理協議会により運営方針等の意思決定を行っている。なお、本施設は指定管理施設であり、一般財団法人岐阜産業会館が指定管理者として平成27年度から29年度</p>	<p>講じた措置 監査における検討事項を受け、県から岐阜市に今後の検討の進め方について提案し、平成28年2月25日に開催した岐阜産業会館運営管理協議会において、次期指定管理期間の運営、施設の今後のあり方、その他これらに付随する事項については県及び市の実務担当職員で構成する幹事会において検討することを決定した。</p>	<p>33条の規定に基づき、県が一時保護した子どもの所持物の保管、返還については、国が定める児童相談所運営指針（以下「指針」という。）及び岐阜県子ども相談センター事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）により事務処理を行うこととなっている。</p> <p>子ども相談センターにおいて確認したところ、以下のとおり検討を要する事項が認められた。</p> <p>1 子ども所持物については、マニュアルに従って、担当の児童福祉司が預かり、管理調整係で保管していた。しかし、法第33条の2の2によれば、子どもの所持物については、地方自治法施行令第170条の5第2項による占有財産として管理するとともに、所持金については、地方自治法第235条の4第2項により歳入歳出外現金として管理することとされている。現在は法が定める取扱いとマニュアルで定める取扱いが異なっているため、法に従った対応を行うよう検討されたい。</p> <p>2 一時保護を解除し所持物を返還する際に、受領書を徴取しておらず、所持物が本人に返還されたのちで確認できない状態となっていたものがあった。これは指針で定める受領書の徴取について、マニュアルで明確に規定されていないことに原因があると考えるので、所持物の返還に必要な諸手続き及び関係する職員の役割が明確になるようマニュアルの見直しを検討されたい。</p> <p>は、地方自治法施行令第170条の5第2項及び児童福祉法第33条の2の2により、子ども相談センター所長が管理する占有財産であるとされている。また、児童の所持物のうち、所持金については、地方自治法第170条第1項及び同法第33条の4第2項並びに児童福祉法第33条の2の2により、会計管理者の権限が及びない歳入歳出外現金に該当することから、所持金を含めた児童の所持物の受領、保管、返還の一連の事務手続きを整理し、より明確になるよう、平成28年1月15日に子ども相談センター課長会議に諮った上で、岐阜県子ども相談センター事務処理マニュアルの一部を改正し、平成28年4月1日より施行することとした。これを受け、事前に各子ども相談センター担当者に対し、改正内容を周知指導した。</p>
--------------	--------------------	--	---	--

<p>農産部</p>	<p>機関名 高産課</p>	<p>監査結果 畜産課が普通財産として管理している恵那市内の土地について、恵那市に対して無償で貸付けを行っているが、少なくとも平成17年度以降の無償貸付に関する明確な根拠の確認できなかった（平成27年7月8日現在）。</p> <p>また、畜産課では土地の現状についても把握していなかったことから、貸付けの根拠及び土地の現状について明確にするよう対応されたい。</p>	<p>講じた措置 恵那市への無償貸付けについては、昭和3年11月2日に締結した土地使用借契約書に基づき貸付けを行っていることを確認した。</p> <p>また土地の現状については、現地確認及び恵那市への聞き取りにより上記契約締結時より恵那市が林地敷きとして使用していることを確認した。</p> <p>なお、当該地は畜産研究所附属農研部の敷地の一部であり、平成9年に当時所管していた畜産課から科学技術振興センターへの所管替えの際に移管されたものであることが判明したことから、現在の畜産研究所の所管課である農政課と協議の上、公有財産台帳等の整理を行う予定である。</p>	<p>までの3年間、施設の管理・運営を行うこととなっている。</p> <p>老朽化のため、現在は事務室、展示場及び会議室のみが使用でき、文化ホールは平成15年度から利用を休止している。施設の運営に係る経費については、展示場等の使用料収入でまかなえる額となっているが、施設の安全性を確保するために平成22年度から26年度には年平均約36百万円（県負担分は約18百万円）の施設改修費が発生している。</p> <p>県は、岐阜産業会館の今後の方針について、建設から50年（平成32年）が来る前には、廃止を含めて岐阜市と検討することとであった。しかし、その間においても、修繕や改修費用などの施設改修費が発生することを考えると、岐阜産業会館の廃止を含めた今後のあり方について、早期に結論を出していくことが望ましいと考える。岐阜市と協議のうえ、検討を進められたい。</p>
------------	--------------------	---	--	--

教育委員会	
機関名	監査結果
特別支援教育課	<p>生徒・児童が特別支援学校へ就学するために必要な経費は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(以下「法」という。)により、県及び国がその保護者等に支弁することとされている。それを受けて、県では岐阜県特別支援学校への就学奨励に関する規則(以下「規則」という。)により、就学奨励に関する費用(就学奨励費)の算定に必要な資料の作成、提出等の手続について定めている。</p> <p>法及び規則に基づく就学奨励費の支給事務について確認したところ、以下の検討を要する事柄が認められた。</p> <p>1 規則に定められた事務手続と各特別支援学校で実際に行われている事務手続に相違があり、規則どおりの運用がされていないかった。さらに、規則が定められた当初に比べて複数の特別支援学校が新規に開設するなど、対象となる児童・生徒が大幅に増加し、それに伴う支給事務の事務量も増加していることから、規則どおりの運用が難しい現状がある。これらのことから、より適正な手続となるよう、規則改正も含めた事務手続の見直しを行うとともに、職員の人員配置も含めた事務の執行体制の見直しを検討されたい。</p> <p>2 各特別支援学校の事務担当者に対する就学奨励費の支給事務に関する研修が、平成27年度以降、行われていなかった。そのため、各特別支援学校が独自に運用している事務手続があることから、年1回以上、各学校の担当者に対する当該事務の研修を実施するなど、現地機関の事務職員の事務処理の統一を図るとともに、各特別支援学校が誤りなく事務処理を行うよう必要な措置を講じられたい。</p>
	<p>講じた措置</p> <p>岐阜県特別支援学校への就学奨励に関する規則(以下「規則」という。)を下記のとおり改正するとともに、事務担当者の研修を下記のとおり実施した。</p> <p>1 規則の改正について 施行月日 平成28年4月11日 改正内容 規則第2条 書類提出日 5月10日 → 7月10日 規則第4条 経費の算定機関 教育委員会 → 学校長</p> <p>2 事務担当者の研修について 開催日 平成27年10月13日(火) 場所 総合教育センター 参加人数 17名 内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 就学奨励費制度について</li> <li>2) 就学奨励費の事務について</li> <li>3) 現金の取扱いについて</li> <li>4) 意見交換</li> </ol> <p>今後は、各種会議等の場を活用し、各特別支援学校に対して適正な就学奨励費の支給事務について周知徹底を図るとともに、就学奨励費の事務処理に関するマニュアルを作成し、再発防止に努める。</p>

警察本部	
機関名	監査結果
交通指導課	<p>特別支援学校の作業製品に係る生産物の管理及び生産物売払収入の現金管理について、各特別支援学校は、岐阜県会計規則及び岐阜県特別支援学校高等部職業教育実習会計事務取扱要領に基づき事務処理を行っている。現地で確認したところ、複数の特別支援学校において適正な事務処理が行われていなかったため、各特別支援学校が誤りなく事務処理を行うよう必要な措置を講じられたい。</p>
	<p>平成27年度の定期監査において指摘を受けた学校に当課の担当職員が向き、現場において、岐阜県会計規則及び岐阜県特別支援学校高等部職業教育実習会計事務取扱要領に基づき適正な事務処理を行うよう指導した。また、事務担当者に対しては平成27年10月13日開催の担当者会議において、各特別支援学校の生産物に係る責任者に対しては平成28年2月19日開催の研修会において、適切な事務処理を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>今後は、各種会議等の場を活用し、生産物にかかる適切な事務処理の指導を強化して、再発防止に努める。</p>
	<p>講じた措置</p> <p>平成27年度(平成28年1月末現在)の差押えによる強制徴収は、放置違反金394件603千円、延滞金244件277.8千円の合計880.8千円で、全て預貯金の債権差押えにより実施した。</p> <p>また、適正な債権管理を実施するため</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出国して帰国の見込みがない9件</li> <li>・ 破産手続が終了した1件の合計10件について滞納処分の即時停止を実施した。</li> <li>・ 所在及び財産が不明な6件</li> </ul> <p>について滞納処分の執行停止を実施した。引き続き電話催促・訪問催促を実施して任意納付を促すとともに、長期滞納者に対しては預貯金のみでなく給与の差押えを実施して債権回収を推進するほか、執行停止の適正な運用を図り債権管理を徹底していく。</p>
	<p>交通指導課</p> <p>違法駐車にかかっている放置違反金は、駐車違反をした運転者が不明な場合、車両の所有者(使用責任者)に責任を負わせるもので、その徴収にあつては地方税の滞納処分例によることができるとされている。</p> <p>放置違反金の徴収について確認したところ、平成26年度の測定額は82,525千円、うち収入済額は81,145千円、収入未済額は1,287千円、また、3,093千円は時効により不納欠損処理がされ、測定額に対する収入率は70.5%となっていた。</p> <p>財産の差押えによる強制徴収が12件180千円行われているが、差押額は預金のみとなっており、上記の未納金額の状況を考えて十分とは言えない。</p> <p>また、財産調査の結果、財産無しとしているものについて、執行停止を行っていないため、債権回収の可否が明確でないまま全ての未収債権を管理している状態となっている。</p> <p>については、執行停止の実施等により適正な債権管理を行うとともに、執行停止の要件に該当しない場合は、預金以外の財産の差押えを実施するなど、より実効性の高い債権回収について検討されたい。</p>

岐阜県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県教育委員会教育長から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十八年四月二十八日

岐阜県監査委員	野 島 征 夫
岐阜県監査委員	脇 坂 洋 二
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 本 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

1 平成26年度及び平成27年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成26年度行政監査（サーベイ監査）

(単位：件)

サーベイ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの	未措置
A	B	C	A-B-C	
県立学校運営経費における公費の適正執行について	8	0	8	0

2 平成27年度行政監査（サーベイ監査）

(単位：件)

サーベイ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの	未措置
A	B	C	A-B-C	
県民生活の安全・安心に密接に関わる分野の検査等の実施状況について	29	0	0	29

※平成27年10月1日から平成28年3月31日までで教育委員会教育長から通知があったもの

II 行政監査の結果に基づき講じた措置

1 平成26年度行政監査（サーベイ監査）

○ 県立学校運営経費における公費の適正執行について

機関名	監査結果	講じた措置
教育財務課	「公費・私費負担区分等ガイドライン」及び「公費・私費負担区分等ガイドライン」質疑応答集」において、公費負担を原則とする経費とされているにもかかわらず、私費負担されていた事例が見受けられたことから、「公費・私費負担区分等ガイドライン」及び「公費・私費負担区分等ガイドライン」質疑応答集」における公費と私費の負担区分について、県立学校に対して改めて周知徹底されたこと。	全体校長会議（平成27年4月24日）、全体教員会議（平成27年11月27日）、各地区事務長会議（平成27年4月24日～6月29日）に加え各地区で開催される校長会（平成27年6月8日～8月25日）において各校幹部への周知を図るとともに、校内への周知を依頼した。校内での周知については、「公費・私費負担区分等ガイドライン」運用責任者等設置要領」に基づき、学校長から教員に対する研修を実施しているところである。なお、これらの周知活動及び研修は、今後も継続して実施していく。
	「公費・私費負担区分等ガイドライン」及び「公費・私費負担区分等ガイドライン」質疑応答集」における公費と私費の負担区分の考え方が不	公費、私費の負担区分が不明確なものについては、「ガイドライン」（平成28年3月28日付け教財第114号）」及び「質疑応答集」（平成28年

<p>明確であることにより私費負担されていた経費で、公費負担が適当と考えられる事例が見受けられたことから、「公費・私費負担区分ガイドライン」及び「公費・私費負担区分ガイドライン質疑応答集」を見直し、公費と私費の負担区分の明確化を図られた。</p>	<p>3月23日付け事務連絡」の改正を行い各校へ通知した。また、公費執行に際し予算措置が必要なものについては、必要校へ命達を行った。</p>
<p>普通教室へのエアコンの設置については、一概にその是非を論ずることはできないものの、現状において、夏休みの補習時だけでなく、授業においても使用されている実態がうかがわれること、設置されていない学校がある一方で全室に設置されている学校もあることなどを踏まえ、改めて、設置の要件、公費・私費の負担区分のあり方について検討が必要であると考ええる。 なお、検討にあたっては、昨今調達が多様化していることも踏まえるとともに、多額の積立金を有する学校（私費会計）が存在する実態にも留意する必要がある。</p>	<p>普通教室のエアコンの設置については、県の厳しい財政状況において、生徒の安全・安心を優先とした施設整備（施設補強・老朽改修）を行うため、県費による施設整備の整備は財政上の優待順位から認められず、当面見送ることとしている。このような現状において、PTAや育友会が自主的に費用を負担して普通教室のエアコン設置を希望する場合は、行政促進の目的外使用許可により設置を認めているものである。 なお、設置の要件、公費・私費の負担区分のあり方については、平成31年度以降の校舎改築を踏まえ検討しているところであり、今後、他県の最新の状況について調査を行う予定である。</p>
<p>団体徴収金の管理について、同一職員が会計担当、通帳管理者及び印鑑管理者を兼ねている事例が見受けられたことから、内部けん制の観点からそれぞれ別々の職員を充てるよう、県立学校に対して指導徹底を図るべきである。</p>	<p>指摘のあった学校に対しては、通帳管理者と印鑑管理者とを別の職員にするよう指導した。また、今年度の各校の状況について、平成27年9月に学校諸費対知調査を行い、オマケの学校において、通帳管理者と印鑑管理者が別の職員である報告を受け、更に会計事務実施態勢においては教育委員会事務局職員が現地にてそれぞれ別の職員が管理していることを確認した。</p>
<p>図書の購入については、現状において私費による対応もある程度やむを得ないと思料されるが、学校図書館法第6条の趣旨を踏まえつつ、県立学校における図書の整備方針（購入基準）を定めるなどにより、公費で賄うべき範囲を明確にすべきである。</p>	<p>学校図書館への図書の整備については、「ガイドライン質疑応答集」の中で、基本的な考え方を示しているが、公費で賄うべき範囲について、より具体的な整備基準を作成し各校へ周知（平成28年3月25日付け教財第1064号、学支第1834号）した。</p>

<p>教育財務課 (教育研修課 含む)</p>	<p>「公費・私費負担区分ガイドライン」の運用にかかわらず、経費の支出自体が不必要であったと考えられる事例が見受けられたことから、公費、私費を問わず、必要性を十分検討したうえで経費の執行について徹底を図られた。</p>	<p>今回指摘のあった、インターネット回線使用料については、学校間総合ネットワークを活用すれば他に回線を開設する必要がないことを全校長へ周知し、係る回線使用料の発生はなくなった。また、緊急連絡メール配信システム利用料を、一部の学校において支払われていたことについて、平成27年度以降は新システムの利用で空白が生じたいよう、契約内容を改正し4月1日から対応可能とした。 このことにかかわらず、経費の適正な執行については、研究会や会議で徹底を周知している。</p>
<p>学校支援課</p>	<p>図書の購入については、現状において私費による対応もある程度やむを得ないと思料されるが、学校図書館法第6条の趣旨を踏まえつつ、県立学校における図書の整備方針（購入基準）を定めるなどにより、公費で賄うべき範囲を明確にすべきである。</p>	<p>学校図書館への図書の整備については、「ガイドライン質疑応答集」の中で、基本的な考え方を示しているが、公費で賄うべき範囲について、より具体的な整備基準を作成し各校へ周知（平成28年3月25日付け教財第1064号、学支第1834号）した。</p>



岐阜県監査委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十八年四月二十八日

岐阜県監査委員 野 島 征 夫  
 岐阜県監査委員 脇 坂 洋 二  
 岐阜県監査委員 山 本 泉  
 岐阜県監査委員 藤 良 寛  
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成26年度及び平成27年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況  
 1 平成26年度

(単位：件)

区 分	監査結果		措置済		今回措置を講じたもの*		未措置	
	A	B	C	A-B-C	A	B	C	A-B-C
団 体	指導事項	出資・出捐団体	9	8	0	0	1	1
		補助金等交付団体	2	2	1	0	0	
	計	11	10	1	0	1		
	指導事項	出資・出捐団体	18	16	1	1	1	
		補助金等交付団体	3	3	0	0	0	
	計	21	19	1	1	1		
	検討事項	出資・出捐団体	0	0	0	0	0	
		補助金等交付団体	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0		
	所 管 機 関	指導事項	出資・出捐団体	0	0	0	0	0
補助金等交付団体			2	2	1	0	0	
計		2	2	1	0	0		
指導事項		出資・出捐団体	2	1	1	1	0	
		補助金等交付団体	3	3	0	0	0	
計		5	4	1	0	0		
検討事項		出資・出捐団体	10	8	1	1	1	
		補助金等交付団体	0	0	0	0	0	
計		10	8	1	1	1		
合 計		54	46	4	4	4		

2 平成27年度

(単位:件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの*	未措置
	A	B	C	A-B-C
団体	出資・出捐団体	3	0	3
	補助金等交付団体	2	0	2
	指定管理者	1	0	0
	計	6	0	5
	出資・出捐団体	5	0	5
	補助金等交付団体	6	0	6
	指定管理者	3	0	2
	計	14	0	13
	出資・出捐団体	0	-	-
	補助金等交付団体	0	-	-
所管機関	出資・出捐団体	0	-	-
	補助金等交付団体	0	-	-
	指定管理者	0	-	-
	計	0	-	-
	出資・出捐団体	0	-	-
	補助金等交付団体	2	0	2
	指定管理者	1	0	0
	計	3	0	2
	出資・出捐団体	2	0	2
	補助金等交付団体	6	0	6
指定管理者	3	0	2	
計	11	0	10	
出資・出捐団体	0	-	-	
補助金等交付団体	0	-	-	
指定管理者	0	-	-	
計	0	-	-	
合計	34	0	4	30

※平成27年10月1日から平成28年3月31日までに知事等関係機関から通知があったもの

- (注) 監査結果の区分については次のとおり。
- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
  - ・指導事項：是正又は改善を求める事項
  - ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

II 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

1 平成26年度

(1) 団体監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

指定管理者 所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
畜産課	一般社団法人岐阜県農畜産公社 (岐阜県飛騨牧場)	岐阜県飛騨牧場の管理運営業務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理された。	指摘事項について一般社団法人岐阜県農畜産公社(以下「公社」という。)に対応を求めたところ、各項目については以下のとおり報告を受けた。(指摘事項1～3については平成28年度、4については平成27年度から適用) 1 牧場使用承認事務は、「一般社団法人岐阜県農畜産公社畜育成事業実施要領」(以下「公社要領」という。)を一部改正し、東家畜育成牧場使用申請等に係る事務処理に関して、新たに「岐阜県畜育成牧場の管理及び使用料徴収事務取扱要領」を定め、平成28年3月1日から適用する。また、受託育成料に使用料が含まれていることを明示しない手続が必要であるにもかかわらず、その手続を行っていない。また、受託育成料に使用料が含まれていることを明示しないまま、使用者から使用料を收受していた。

2 使用料の收受に当たり、公社は果に対して毎月、使用料を前納していた。しかし、牛の体調不良等により当初の予定どおり牧場を使用しなかった場合の使用料については、手続を行うことなく公社で精算を行い、前納した額との差額を翌月の前納額と合わせて使用料額として県へ報告していた。また、使用料は原則前納だが、使用者からは精算後の使用料額について、手続を行うことなく後納させており、公社が使用料を一

2 使用料収納事務の対象となる放牧牛は、天候や牧草の育成状態と牛の生理等の不測の事態に左右されやすく、あらかじめ利用期間・使用料の金額を決める必要がある。前納には不向きであるため、今後は条例に定める知事特認を受けて、使用料を後納処理する。  
3 預託を受けた年の使用料については、公社要領に基づき、公社が徴収する受託育成料とは区分し、「預り金」として会計処理する。

	<p>且立て替えている状況となっていた。</p> <p>3 預託を受けた牛の使用料について、本来は預り金として区分して経理すべきところ、受託育成料として収入に計上し、公社所有の牛の使用料と合わせて使用料支出として県へ支出していた。</p> <p>4 公社所有の牛の使用料について、明確な理由がないまま使用料の減免を申請し承認を受けていた。</p>	<p>4 公社所有の牛の使用料について、条例第5条に基づき、公社は公益性の高い業務を行っていることを理由として、県へ減免申請を提出し、使用料減免の承認を受ける。</p> <p>今後は条例「岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則」及び公社要領に基づいた適正な手続を行うこととし、再発防止に努める。</p>
--	---	--

(2) 所管機関監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置 指定管理者	所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
畜産課	一般社団法人岐阜県農畜産公社 (岐阜県飛騨牧場)	岐阜県飛騨牧場の管理運営業務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理するよう指導された。 <p>1 一般社団法人岐阜県農畜産公社(以下「公社」という。)は、飛騨牧場を使用する者から預託を受けて同一人が所有する牛の飼養管理を行っており、使用者からは公社が定めた受託育成料を収受していた。この中には「岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例」(以下「条例」という。)に定める飛騨牧場の使用料が含まれていることから、条例及び「岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則」に定める使用の承認の手続が必要であるにもかかわらず、その手続を行っていなかつた。また、受託育成料に使用料が含まれていないことを明示しないまま、使用者から使用料を収受していた。</p> <p>2 使用料の収受に当たり、</p>	<p>4 公社所有の牛の使用料について、条例第5条に基づき、公社は公益性の高い業務を行っていることを理由として、県へ減免申請を提出し、使用料減免の承認を受ける。</p> <p>今後は条例「岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則」及び公社要領に基づいた適正な手続を行うこととし、再発防止に努める。</p>	<p>指摘事項について一般社団法人岐阜県農畜産公社(以下「公社」という。)に対応を求めたところ、各項目については以下のとおり改善された。(指摘事項1～3については平成27年度から適用。)</p> <p>1 牧場使用承認事務は、「一般社団法人岐阜県農畜産公社家畜育成事業実施要領」(以下「公社要領」という。)を一部改正し、県家畜育成牧場使用申請等に係る事務処理に関して、新たに「岐阜県家畜育成牧場の管理及び使用料徴収事務取扱要領」を定め、平成28年3月1日から適用することとした。また、受託育成料に使用料が含まれていることを明示しないまま、使用者から使用料を収受していた件については、平成26年12月1日に公社要領を一部改正し、預託に係る家畜育成事業委託契約書に、受託育成料には使用料が含まれていることを明記した。</p> <p>2 使用料収納事務の対策と</p>

	<p>公社は県に対して毎月、使用料を前納していた。しかし、牛の体調不良等により当初の予定どおり牧場を使用しなかつた場合の使用料については、公社で精算を行い、前納した額との差額を翌月の前納額と合わせて使用料として公社から報告を受けていた。</p> <p>3 預託を受けた牛の使用料について、公社は、本来、預り金として区分して経理すべきところ、受託育成料として収入に計上し、公社所有の牛の使用料と合わせて使用料支出として県へ支出していた。</p> <p>4 公社所有の牛の使用料について、明確な理由がない使用料の減免申請に対して減免を承認していた。</p>	<p>なる放牧牛は、天候や牧草の生育状態と牛の生理等の不測の事態に左右されやすく、あらかじめ利用期間・使用料の金額を決める必要がある前納には不向きであるため、今後は条例に定める知事特認を受けて、使用料を後納処理することとした。</p> <p>3 預託を受けた牛の使用料については、公社要領に基づき、公社が徴収する受託育成料とは区分し、「預り金」として会計処理することとした。</p> <p>4 公社所有の牛の使用料について、条例第5条に基づき、公益性の高い業務を行っていることとし、県へ減免申請を提出し、使用料減免の承認を受けることとした。</p> <p>今後は条例「岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則」及び公社要領に基づいた適正な手続を行うこととし、再発防止に努める。</p>
--	--	--

(3) 団体監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置 出資・出捐団体	所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
文化振興課	公益財団法人岐阜県美術振興会	平成25年度の財務諸表等作成において、前回の監査における指摘事項については改善が認められたが、以下のとおり振替伝票が作成されたので、今後の事例が認められたら、今後は適正に処理された。 <p>1 指定正味財産から一般正味財産への振替に係る振替伝票が作成されていない。</p> <p>2 年度決算における決算整理事項において、固定資産の減価償却費及び有価証券の償却原価法適用による受取利息の振替伝票が作成されていない。</p>	<p>子備監査にて指導を受けた後、当該法人において以下のとおり対応され、その報告を受けた。</p> <p>1 平成25年度及び平成26年度の指定正味財産から一般正味財産への振替に係る振替伝票を作成した。</p> <p>2 平成25年度の固定資産の減価償却費、平成25年度及び平成26年度の有価証券の償却原価法適用による受取利息の振替伝票を作成した。</p> <p>3 平成25年度の基本財産から特定資産への振替に係</p>	

	<p>3 基本財産から特定資産への振替に係る振替伝票が作成されていない。</p>	<p>る振替伝票を作成した。今後は、当該法人が県へ書類を提出する際には、提出書類の内容を確認の上、県へ提出することとし、県では当該法人から提出のあった書類を複数名で確認することにより適正な事務処理を行う。</p>
--	--	--

(4) 所管機関監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置  
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
文化振興課	公益財団法人岐阜県美術振興会	<p>財団法人岐阜県美術振興会の平成25年度財務諸表等作成において、前回の監査における指摘事項については改善が認められたが、以下のとおり振替伝票が作成されていない事例が認められたので、今後も引き続き会計処理が適正に行われるよう当該財団に対する指導・監督の強化を図られた。</p> <p>1 指定正味財産から一般正味財産への振替に係る振替伝票が作成されていない。</p> <p>2 年度決算における決算整理事項において、固定資産の減価償却費及び有価証券の償却原価法適用による受取利息の振替伝票が作成されていない。</p> <p>3 基本財産から特定資産への振替に係る振替伝票が作成されていない。</p>	<p>公益財団法人岐阜県美術振興会の措置報告を受け、平成28年2月4日に検査を行った結果、平成27年度分についても適正に処理が行われていることを確認した。同時に今後適正に処理を行うよう指導を行った。</p> <p>今後も定期的に検査を行い、適正な会計処理の遂行を指導し、再発防止に努める。</p>

2 平成27年度  
(1) 団体監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
社会教育文化課	トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ (岐阜県先端科学技術体験センター)	<p>岐阜県先端科学技術体験センターの管理運営業務において、県から貸与された貨物自動車1台について、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期間が満了しているにもかかわらず、更新の手続きを行っていない。</p>	<p>当該車両の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の更新の手続きについては、平成27年10月24日に行われたことを当該で確認した。また、指摘事項について、平成27年10月28日に文書報告を行ったところ、以下のと</p>

	<p>供していたので、今後は適正に対応されたい。</p>	<p>おり報告を受けて内容を確認した。</p> <p>1 県から貸与された全車両及び県有車両使用台帳の表紙に、車検満了日を記載したステッカーを貼付した。</p> <p>2 本社担当部門と現地担当者双方によるチェックを実施するためのチェックシートを作成し、情報共有を図るとともに、チェック体制を強化した。</p> <p>3 平成27年11月27日にオンラインで意識の徹底を図るための研修を行った。また、毎年度当初の全員参加の職員会議において、同様の研修を行う。</p> <p>今後、指定管理者は、貸与された車両の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期間満了となる月の前月に、更新の手続きを行う日を県へ報告するとともに、更新の手続きが行われた後の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証の写しを県へ提出する。</p>
--	------------------------------	--

(2) 所管機関監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
社会教育文化課	トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ (岐阜県先端科学技術体験センター)	<p>岐阜県先端科学技術体験センターの管理運営業務において、県が指定管理者に貸与した貨物自動車1台について、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期間が満了しているにもかかわらず、指定管理者が更新の手続きを行っていない。</p>	<p>指摘事項について、平成27年10月28日に文書報告を行った。</p> <p>なお、当該車両の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の更新の手続きについては、平成27年10月24日に行われたことを確認した。</p> <p>今後は貸与した車両について、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期間満了となる月の前月に、指定管理者へ更新の手続きを適切に行うよう徹底するとともに、更新の手続きが行われた後の自動車検査証及び自動車損害賠償</p>



責任保険証の写しを確認することにより、再発防止に努める。

(3) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置  
指定管理者

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
文化振興課	飛騨コンソーシアム (飛騨・世界生活文化センター)	飛騨・世界生活文化センターの管理運営業務において、県と指定管理者とが締結している飛騨・世界生活文化センターの管理に関する基本協定書（平成23年3月31日締結）に定められた管理物件のうち、備品等（備品及び関連する物品をいう。以下同じ。）については2,800件となっている。 しかし、当該基本協定書締結後、その一部は他の県の機関への管理換えや廃棄等が行われており、基本協定書の記載と実際の備品等（平成27年10月31日現在、2,793件）が異なる状態になっていたもので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された	指導事項について、当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 平成28年度から平成33年度までの指定管理業務に関する基本協定書における管理物件については、正しい記載とした。 今後は毎年度実施される現物実査の結果を踏まえ、基本協定書記載の管理物件と、実際の備品等が一致するように、基本協定書の変更を行うこととする。

載と実際の備品等（平成27年10月31日現在、2,793件）が異なる状態になっていたのに、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された

(4) 所管機関監査結果（指導事項）に基づき講じた措置  
指定管理者

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
文化振興課	飛騨コンソーシアム (飛騨・世界生活文化センター)	飛騨・世界生活文化センターの管理運営業務において、県と指定管理者とが締結している飛騨・世界生活文化センターの管理に関する基本協定書（平成23年3月31日締結）に定められた管理物件のうち、備品等（備品及び関連する物品をいう。以下同じ。）については2,800件となっている。 しかし、当該基本協定書締結後、その一部は他の県の機関への管理換えや廃棄等が行われており、基本協定書の記	平成28年度から平成33年度までの指定管理業務に関する基本協定書における管理物件については、正しい記載とした。 今後は毎年度実施する現物実査の結果を踏まえ、基本協定書記載の管理物件と、実際の備品等が一致するように、基本協定書の変更を行うこととする。

岐阜県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成二十八年四月二十八日

- 岐阜県監査委員 野 島 征 夫
- 岐阜県監査委員 脇 坂 洋 二
- 岐阜県監査委員 山 本 泉
- 岐阜県監査委員 藤 良 寛
- 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

一 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

- 河 村 崇 志 揖斐郡池田町下東野三七六番地
- 平 井 太 弥 子 可児郡御嵩町古屋敷一五七番地五
- 江 尾 和 俊 岐阜市今嶺一丁目三番二七 六〇六号（セントヒルダス）
- 中 條 尚 治 郎 愛知県名古屋市長緑区古鳴海一丁目一四七番地 KREISS三〇二号
- 後 藤 隆 一 愛知県名古屋市長千種区桐林町一丁目三番地

グランドメゾン桐林町四〇三号

白 井 佳 愛知県刈谷市大手町三丁目一八番地一

メソンドクロシエツト三〇二号

兼 田 浩 行 愛知県安城市二本木町二本木一〇一番地二

サンコートNIHONGI一〇三

山 田 麻 登 愛知県名古屋市長西区香呑町四丁目四七番地

二 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間

平成二十八年四月二十八日から平成二十九年三月三十一日まで

平成二十八年四月二十八日発行

発行者 岐阜県

発行所 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社